

平成30年第1回御宿町議会定例会

議事日程（第2号）

平成30年3月8日（木曜日）午前10時開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第 1号 御宿町教育委員会教育長の任命について
- 日程第 3 議案第 2号 御宿町教育委員会委員の任命について
- 日程第 4 議案第 3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 5 議案第 4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 6 議案第 5号 指定管理者の指定について
- 日程第 7 議案第 6号 御宿町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 8号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	瀧口 義雄 君	2番	北村 昭彦 君
3番	堀川 賢治 君	4番	大地 達夫 君
5番	滝口 一浩 君	6番	貝塚 嘉軼 君
7番	伊藤 博明 君	8番	土井 茂夫 君
9番	大野 吉弘 君	10番	石井 芳清 君
11番	高橋 金幹 君		

欠席議員（1名）

12番 小川 征 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石田義廣君	副町長	横山尚典君
教育長	浅野祥雄君	総務課長	大竹伸弘君
企画財政課長	田邊義博君	産業観光課長	吉野信次君
教育課長	金井亜紀子君	建設環境課長	殿岡豊君
税務住民課長	齋藤浩君	保健福祉課長	埋田禎久君
会計室長	岩瀬晴美君		

事務局職員出席者

事務局長	渡辺晴久君	主事	鶴岡弓子君
------	-------	----	-------

◎開議の宣告

○議長（大地達夫君） 皆さん、おはようございます。

本日の日程は、あらかじめお手元に配付いたしました日程のとおりです。よろしくお願いいたします。

小川征君から、会議規則第2条の規定による欠席届がありました。

大野吉弘君がただいま離席しております。

ただいまの出席議員は10名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会だより編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

傍聴人に申し上げます。

傍聴にあたっては、傍聴規則に従い静粛をお願いいたします。

なお、携帯電話の類いは使用できませんので、電源をお切りください。

(午前10時01分)

◎一般質問

○議長（大地達夫君） これより日程に入ります。

日程第1、一般質問に入ります。

一般質問の制限時間は90分です。質問者も答弁者も簡潔をお願いいたします。

なお、質問については会議規則第63条の準用規定により、一般質問の同一の質問について、3回を超えることができないことになっておりますのでご注意ください。

また、一般質問通告書に記載のない質問については認められません。議長の議事整理権に基づき制止しますのでご注意ください。

順次発言を許します。

◇ 瀧口義雄君

○議長（大地達夫君） 通告順により、1番、瀧口義雄君、登壇の上ご質問願います。

(1番 瀧口義雄君 登壇)

○1番（瀧口義雄君） 1番、瀧口義雄です。議長の許可がありましたので、一般質問をさせ

ていただきます。

議長、通告どおりの質問ですが、順序が前後することがありますが、よろしいですか。

○議長（大地達夫君） はい。許可いたします。

○1番（瀧口義雄君） 了解しました。ありがとうございます。

まず、このメキシコ関係の質問は足かけ3年してまいりました。質問すればするほど、迷宮に迷い込んでしまったような感じです。何度も会議録を読み返しました。議会のたびに答弁が変わり、答弁の裏づけがないことではないでしょうか。また町長さん、関係者をお願いというか、担当官との信頼関係、メキシコ400年の史実、大使と大使館の関係、町主体に事業変更の理由、原因は後段で聞きますので、質問のとおりお答え願えればと思っております。

まず、1、職務執行及び行政事務の検証について、日本メキシコ学生交流プログラムに係る町長の一連答弁について伺います。

日本メキシコ学生交流プログラムについて、当初、町長は事業実施に一般財源を投入することは町民の理解を得られない、また費用対効果が見込めないと答えていました。この事業に一般財源を投入していることについて、町民の理解を得られるような説明を求めます。

また、実施主体の変更についてはどのように考えているのか。委員会から提出され、日本メキシコ学生交流プログラムの実施主体に関する報告書や、昨年6月議会の町長報告や渡墨に関する議長の報告、渡墨経費を踏まえ、今後の国際交流の取り組みについて、町はどのように考えているのか、またそれに伴う事務手続についてどのように行っているのか、加えて姉妹都市交流についてはどうするのか。

去年になりますけれども、10月にテカマチャルコ市長の来町があって、今まで姉妹都市である野沢温泉村の方々が来られたとき等について、そういった方の宿泊費を町が負担することはなかったように記憶していますが、今回はどういう経緯で宿泊費等を町が負担するようになったのか。今回どういう経緯でというんですけれども、今後どうするのかと。対メキシコに関してということ、またスペインという話も今後出てくるでしょうから、その辺を後段で答弁願います。

まず、日本メキシコ学生交流プログラム実行委員会、1回目、2回目と事業主体が変更になった件について、この2年間質問してまいりました。レースのたびにゴールが変わるようなものではないでしょうか。第1回、第2回目のメキシコ学生交流プログラム事業の実行委員会の位置づけについてお聞きします。1回目、2回目ですよ。この委員会は民間団体なのか、それとも町長の諮問委員会、また条例、法令等で規定された公的な団体、組織ですか、総務課長。

次いで財政の予算書に載っておりますので、企画財政課長、民間団体か、公的な団体かお答え願えればと思っております。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） 実行委員会についてのご質問でございますが、実行委員会規約を見させていただいた中では民間の組織であるというふうに考えてございます。

○1番（瀧口義雄君） ありがとうございます。田邊課長。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 民間団体と認識しております。

○1番（瀧口義雄君） 民間団体、要するにみなし法人ということです。

設立の事情は皆さんご存知のとおりだと思います。町の補助金は入っておりません。また、メキシコ政府から140万円以上の助成金、2つの財団から80万円、音楽家の先生から献金、町はバス、職員等の動員があり、また多くの協賛がありました。協賛団体は千葉工大、神田外語大、国際中央高等学校、御宿アミーゴ会、東京アミーゴ会、日墨協会など多くの協賛があつて事業が成立しております。

実行委員会の構成メンバー、これは4人で、大使館の文化担当官、国際交流のアミーゴ会の監事、それから日墨協会です。御宿町は、町長は委員から任命されたのは参与でございます。町は協賛、先ほど町が抜けておりましたので、そういう状態でございます。

それでは、町長の職務権限でこの実行委員会の活動を停止させました。町長が職務執行をした法的根拠をお聞きしたいと。町長は、私は町の代表です、予算編成権があります、予算執行権があると。そのとおりでございます。そういう中でこの団体、組織に対して不利益な処分をした手続及び法令上の見解を示してください。政治判断とか総合的な判断ではできません。民間団体の、それも任意の民間団体の法律上の問題です。日本には戦後、結社の自由というものが認められております。この整合性も説明を求めます。

石田町長さんは、実行委員会では参与という立場でございます。交流プログラムへの協賛、研修会場の確保、食事を含む宿泊場所の確保、移動支援及び町内小中学校の交流事業、歓迎レセプションなどの公式パーティーの実施でございます。これが町長さんの実行委員会の参与としての仕事でございます。みなし法人に町、町長の権限が及びますかと、事例を示してください。1回目、2回目には町の補助金は出ておりません。そういう中で、停止の権限を明確にしたいと思っております。町長、お願いします。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） まず、実施主体が変更になった法的な根拠ということでございますが、あえて申し上げます。私はこの国際交流協会とか、あるいは実行委員会は非常に町と深い関係がある。御宿町は国際交流協会に補助金も出しております。そして実行委員会の委員長さんを国際交流協会長にお願いしております。そういうことで非常に深い関係にある。

今、実行委員会が成立した経緯について、また後で申し述べますが、これは、この一番の初めは、この第1回目の補助金をメキシコ政府からいただいたということで……。

○1番（瀧口義雄君） 言っておりますよ。

○町長（石田義廣君） そういうことで、そこから始まるんですけども、後でまた申し上げますけれども、そういうことで非常に深い関係でございます。

確かに今ご指摘のとおり任意団体でございますが、そういうことで私は、地方自治法の第147条において市町村長の統括代表権を定めてあります。普通地方公共団体の長は、当該普通公共団体を統括し、これを代表する。そういうことで、今申し上げましたように、私は全然町と関係ない団体ではないと思っています。国際交流協会に補助金を出して、そして実行委員会の委員長に国際交流協会長をお願いしてある、そういうことでございます。

○1番（瀧口義雄君） 議長、私は申し上げましたように、答弁になっていないんですよ。

日本には結社の自由というのがあって、新しい実行委員会が立ち上げられたんですよ。御宿町初め大使館、アミーゴ会、そういう人が皆さんで立ち上げた組織なんですよ。実行委員会が新たに立ち上がれば、新しく誕生した新規の法人格を持つんですよ。権限を持つんですよ。権利を持つんですよ。人格を持って、新たな生命体なんですよ。一つの民間の団体なんですよ。確かに町長はそういう形で協力しました。予算云々ではなくて、実際に任意の民間団体です。町にこれを規定する条例ありますか。総務課長、規定する条例がありますか。

そういう中で、結社の自由もございまして。町長の言っているのは民間団体に手が突っ込めるという話ですけども、それは日本でいえば戦前、暗黒の時代がございました。思想が違うと言って、いろんな人を特高とか憲兵隊が牢屋にぶち込みました。それでも悪法ですけども治安維持法があったんですよ。町に民間団体の業務を停止させる権限があるか、権利があるか、条例があるか、法令があるか、自治法があるかと聞いている質問なんですよ。そういう質問です。

総務課長、ありますか。民間の団体に、任意の団体に、みなし法人にできるのは、補助金を引き上げるとか、町が協力をカットするとか、そういう形はできます。ただ、組織の、団体の活動を停止させる権限が行政、町長にその権限がありますかと、そういう質問です。議長。

それではまず担当課長。行政に、あなたの担当課で、所管です。民間の団体、みなし法人に、これこそみなし法人です。活動を停止させる根拠はどこにあるんですか。まず担当課長からお願いします。その次、行政の代表である総務課長。横山副町長は当時いらっしゃらなかったの、失礼にあたりますので。

根拠法令を聞いているんですよ。行政が民間の団体の事業を停止すると。例えば、私たち釣りの会を停止することができますか。囲碁の会をやめろということはできますか。ゴルフの会、これも同じですよ。目的は違いますけれども。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） 業務を停止することができるかできないかということであれば、できないということになります。

○1番（瀧口義雄君） わかりました。総務課長。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） 根拠法令につきましてはないというふうに考えてございます。

○1番（瀧口義雄君） わかりました。できないという行政の判断でございます。そういう中で、できないことをやってしまったという理解でおります。これについて後で言います。次に進みます。

民間団体の実行委員の活動、業務を中止させて御宿町が事業主体になった件ですけれども、予算計上が3年間にわたって、今回も30年度に一般会計出ております。法令上の任意の民間団体の活動を停止する法令、条項がないという今の見解を伺いました。町長と見解は異にしておりますが、行政判断でございます。根拠法令がないということで、この活動を停止した条項は御宿町には存在しないということで確認しております。

これにあたり、御宿アミーゴ会、東京アミーゴ会、神田外語、中央国際高等学校を初め、千葉工大も含めて、御宿町も含めて大変な協力が出て、多くの方々の協力を得ていましたけれども、この不利益な処分を行ってしまったということに関して、なぜ関係者の意見聴取、弁明の場を与えなかったのかと。一切ないという貝塚議員の、彼は委員ですから話を聞いております。また、先月の19、28日に会長と貝塚議員にお会いして、そういう了解はしていないと。それと名称の理由も、承諾も承認も許可もしていないと。実行委員会でもそういう承諾はしていないという話を伺いました。

そういう中で、私的財産に入る前に町長にお伺いしますが、この結社の自由という、これは憲法上の話ですよ。私はそこまで持ち出したくはありませんでしたけれども、最上位

の侵すことのできない国民の普遍的な権利でございます。これとの整合性を町長、説明していただきたいと思います。

これは正式に結社という形で、法人、みなし法人ですけれども任意の団体をつくった。それを戦前じゃなくて戦後は認められているんですよ。暗黒の時代はそういうことで、思想、活動は、政府に合わなかったら全部、言葉は悪いんですけれども豚小屋にぶち込まれたんですよ。それはいけないということで戦後の法律が、憲法ができて、結社、活動の自由が認められているんですよ。それを犯すことのできない権利なんですよ。

これは私たちの遊びの団体だってそうですよ。釣りの団体、私入っていますけれども、これと変わらないですよ。補助金が出ていなかったんですから。ただ、町との関係は深いから、また業務というか委員会の目的はそういう公益的な話ですけれども、同じなんですよ。公益的な問題であろうと、遊びの問題であろうと、趣味の問題であろうと、民間の団体なんですよ。それは一つの独立した生命体を持っているんですよ。

それを解散させることはできないと、それは今課長さんたちが、大変優秀な課長さんたちです。答弁していただきました。できるのは町が出している補助金のカット、あるいは協力をやめるとのことぐらいしかできないんですよ、法的には。この結社の自由、活動の自由の整合性を町長お答えください。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） その結社の自由についての整合性は、私はお答えはいたしません、先ほど申しあげました実行委員会ができるまでの経緯について、少しお話を申し上げます。

○1番（瀧口義雄君） いや結構です。それは後で聞きますから、ちゃんと最初に言ってありますから。時間的な問題もありますから、ちゃんと後段で聞くと言ってありますから。設立のことは、議長、最初に言ってあります。後段で聞きますから。

三者で、あるいはほかの人も交えて、町長、御宿町、大使館の関係、国際交流の関係、貝塚議員も初めアミーゴ会の関係、そういう形で新しい組織体ができたんですよ、任意の団体が。それはそういう形で、町の条例、法則にはない。また国のほうでも管轄下にないないということですから、そういうことで業務停止をした根拠と結社の自由との整合性を聞いているんですよ。最初に答えたように、メキシコに対する思いとか、こういう事業に対する町の考えとか、それは後で、後段で聞くということは最初に申し上げております。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 先ほど申しあげましたように、任意団体であります。実行委員会は任

意団体でありますので、任意団体に対する先ほどの経緯の中で、私は団体の長として権限が及ぶという私の判断でございますので、結社の自由云々については言及する必要はないと私は思っています。

○1番（瀧口義雄君） それは乱暴な話じゃないんですか。結社の自由は国民にひとしく認められた権利でございます。それを町長の、それは自治体の長で、最初に読み上げた町の代表とか、それとは全く離れて別の組織体なんですよ。活動の自由、行動の自由はありますよ。それを停止する理由はどこにあるのかと聞いているんですよ。

議長、休憩してください。時間がないですよ。

○議長（大地達夫君） 特にないですか。

石田町長。

○町長（石田義廣君） この実施主体を変更したときに、前にも申し上げましたけれども、当時の実行委員長さんに、この事業は非常に重要な事業であるから私は継続をしたいと。その継続については、町が実施主体になるという大使館からのご意見、要望がありますということで実行委員長にご相談しましたら、継続することはいいことだけれども、実施主体を変更することは納得いかないと、そういうお答えでございました。

そういう中で私は総合的な判断、この事業は町としても非常に重要な事業なので、それは発端からのいろんな経緯もありますけれども、そういう思いというか、そういうものがありますので、この事業を継続させていただいたと。そういう中で、側面からのご協力もお願いしますということをお願いして、この3回目、4回目はそれなりのいろんな面のご協力はお願いして、だから全面的に事業が中止になったということではございません。

○1番（瀧口義雄君） 議長、何で注意しないんですか。私はそういう形で聞いているわけではないと。そういう思いは後段で聞くと言っていて、私は民間の団体の業務を停止させる権限が町にあるかという思い。思いとか総合的判断ではないんですよ。これは政治的な判断でもないんですよ。事務上の法令に基づいた判断がどこにあるかといったら、ないと言っているんですよ。答弁が違うじゃないですか。それは思いはいいんですよ。思いは後で聞くと言っている中で、これで2回、3回と言われても困りますよ。

これは中止の理由。継続の理由を聞いているわけではないんですよ。事業主体が変更になった町としての条例上、小さくても御宿町は自治体でございます。条例、法令に基づいて事務執行がなされるんですよ、私が言うまでもなく。そういうものを質問しているんですよ。そうしたら事務方はないと。町長は思いを語っているだけで、思いは後で聞くと言っているじゃない

ですか。

○議長（大地達夫君） わかりました。暫時休憩します。

（午前 10時28分）

○議長（大地達夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前 11時33分）

○議長（大地達夫君） ただいまの出席議員は11名です。

ここで13時まで休憩いたします。

（午前 11時34分）

○議長（大地達夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後 12時59分）

○議長（大地達夫君） ここで町長から午前中の答弁の訂正についての申し出がありましたので、議会運営委員会を開催し、協議したいと思います。

議会運営委員会開催のため、暫時休憩いたします。

（午後 1時00分）

○議長（大地達夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後 1時07分）

○議長（大地達夫君） ここで石田町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

石田町長。

○町長（石田義廣君） 先ほどの私の答弁について訂正をさせていただきたいと思えます。

地方自治法第147条に規定する統括代表権については、あくまで地方公共団体事務に限られており、任意団体には及ばないということでありました。このように答弁を訂正させていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございました。申しわけございませんでした。

○議長（大地達夫君） 瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 1番、瀧口です。始めてよろしいですか。

○議長（大地達夫君） はい。どうぞ。

○1番（瀧口義雄君） そういうことで了解しました。ということは、担当課長、また総務課長が言ったことがそういう解釈だということで理解しました。ということは、今まで事務執行、あるいは予算執行、予算は議会が同意していますけれども、そういう形でスタートから法令外のことを実施したということで了解しました。

次に移ります。

12月にも質問しましたが、時間をという形で中断しました。要するに知的財産権、これについて30年度一般会計予算にも記載されておりますし、広報、報告等に日本メキシコ学生交流プログラムという形の名称が用いられております。

1、2回目は当然実行委員会が使用したことは、担当課長はご承知だと思っておりますけれども、そういう中で再三申しておりますように、これは任意の団体だということは今町長も発言のとおりでございますので、日本メキシコ学生交流プログラム実行委員会では、また委員としても、これは2月19日、28日に会長と貝塚議員にお会いして、名称を使うことを了解も承諾もしていないと。また委員会でもそういう決議はしていないということでありますので、担当課長、この名称と事業システムは実行委員会の財産に属するものと解釈してよろしいんですか。1回目、2回目の実行委員会。議長、担当課長に質問しています。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） 1回目、2回目の名称についてのご質問ということで、日本メキシコ学生交流プログラムというお名前で作ってきております。3回目、4回目につきましても年度を入れておりますが、同じ名称で作ってきておりますので、以上です。

○1番（瀧口義雄君） 議長、質問に答えていません。この名称の財産権は実行委員会に属するのですかという質問です。

○議長（大地達夫君） その前に、財産権があるかどうかも……。

○1番（瀧口義雄君） 聞いていますよ。

○議長（大地達夫君） ひっくるめて答弁してもらいます。

答弁できませんか。

答弁整理のため、しばらくお時間ください。

（「答弁ないの」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） それでは再開します。時計を回してください。

吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） 財産権とは、経済的利益を対象とする権利ということが財産権ということでございますので、経済的利益がこのプログラムというものにあるのかどうかというところが、経済的利益を発しているようなものとは私のほうとしては理解しておりませんので、財産権という部分として議員がおっしゃるようなことがあるのか……。

○1番（瀧口義雄君） すみません、言葉が私のほう最初に言ってあります。知的財産権です。もう一つ申しますと使用権ですね。それは町に存在するのかと、民間団体のものを。もう少し言えば、名称の借用、利用、使用権の許可はどのようにしたのかと。これ民間団体だとあなたたちは認めましたから、民間団体のものを、先ほども申しましたように実行委員会としても、会長としても、貝塚議員が委員としても認めていない。承認もしていない。承諾もしていないという、これは直近です。2月19日、28日に2回お会いして何度も確認しました。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） この事業が始まったのは2014年ですが、2013年にメキシコ国でチャコン大使という、こちらでいう文部科学省の大臣とお会いしたときに、このプログラムの関係の説明をしております。その中で、既に御宿における日本メキシコ学生交流プログラムという名前で説明がされておりました、2014年からのものについてはそれをもとに名前ができておりますので、その以前からその名前が使われていたということで、実行委員会についてはその名前を継承したような形になっていると思います。

以上です。

○1番（瀧口義雄君） 議長、質問に答えていないですが、知的財産権は存在しないと。民間がつけた冠ですよ。それが使用権も存在しないということでしたら、それはそのように説明していただければ。前にそういう名前があったからといって、それはもう財産権は生じないんですか。知的財産権ですよ。それは正式に民間団体として登録はしていないけれどもそういう活動を始めたんですよ。その冠を冠しているんですよ。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○1番（瀧口義雄君） いや、とりあえず町長、担当課長の後に答弁してください。

○議長（大地達夫君） 存在していないという答弁ですね。

それを答弁お願いします。

吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） 今、議員がおっしゃる知的財産権の部分については、当初の始まりが実行委員会の前ということで私がお話したんですけれども、その名前を使っていることについては、実行委員会形式で始まったときにおいても、町でやったときにおいてもずっと同じものを、実行委員会ができる前から同じ名前をずっと使っているということで、知的財産権はどこに存在するかということになりますと、大もとのところになってしまうというところになりますので、今回うちのほうとしてはずっと継承してきておりますので、実行委員会の知的財産権を侵したというような認識にはなっていないというところでございます。

○1番（瀧口義雄君） 町長。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 少し時間をいただきますが、この事業につきましては、例えば2010年、12年、13年とメキシコへ行っているんですが、このたびに政府高官である先ほどのチャコン大使にお会いしました。

初めは、御宿は発祥の地であるということで、日墨交流会館のようなことを事業として希望しておりましたけれども、なかなか事業費も大きいという中で、結果的に2013年にこの補助金ということになりまして、そこで今申し上げました日本メキシコ学生交流プログラムが出てきたと。その前に、初めはテカマチャルコ市の姉妹都市交流にこの補助金を使うと考えておったんですが、国のお金だから全土を対象にしくちゃいけないということで、日本メキシコ学生交流プログラム事業というのになったんです。

それから間もなくして、これを実行するためにはどうしたらいいかということで実行委員会が組織された。実行委員会の委員長としては当時、今もそうでございますけれども、国際交流協会長にお願いしたと。全くそういう経緯がございますので、知的財産権ということは全く当たっておりません。

○1番（瀧口義雄君） その説明は、以前から私はほかの人から聞いております。

ただ、団体としてそういう名称を正式に使い出したということは、私はそういう知的財産権が生じていると思いますし、もう1点言えば、町のこの事業自体が、先ほど町長が訂正されたような形で実行するような法令的な裏づけがないんですよ。だからそのこと自体、宙に浮いちゃっているんですよ。言っている意味わかりますか。

要するに、事業実施をするような状況は法令的でないということをおあなたが今認めたんですよ。だからこの名称自体もつけられないんですよ。つける事業が存在しないんですよ、本来なら。予算とって実行しちゃっていますから、それはまた別の問題として。法令上、実行委員会

の業務を、活動を停止することはできないということは、先ほど課長2人が言われて、町長も追認しました。だから事業自体が本来できないんですよ。それを認めたんですよ。ということで、名称云々の前に事業形態が実施できないような形なんですよ。やっちゃっていましたがけれども。要するに法令上、それは実施主体を変更すること自体ができなかったと。これが先ほどの答弁の答えです。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○1番(瀧口義雄君) ちょっと待ってください。

そういう形の中で、事業実施できるような法令がないんですよ。予算は通りましたけれども、中止させる、停止させる権限が町に存在しなかったと。条例が存在しないと。だからこの事業実施を停止したこと自体に異議があるということなんですよ。

だからそれに対して、この2回やったこと自体が正当性がないと。予算はついていますよ。それは町長も今認めたとし、課長2人も実行委員会の事業を停止させる条例、権限がないということを確認たんですよ。名称をつけてやっちゃってはいまいますがけれども、それは共有だという形、町と関係者が誰でも使える名称だという話だったらそれはそうかもしれないけれども、私は財産権が生じていると思っています。ただ登記していないだけで。そういう中で、事業実施自体ができなかったという、これが今までの答弁の結果でございます。

○議長(大地達夫君) 石田町長。

○町長(石田義廣君) 私が権限で停止させたのではないんですよ。実質的に、これまでのお話の経緯がございましたように、この実行委員会の中にメンバーとして大使館の担当官が入っておりました。今までの話の経緯でおわかりのように、この方が抜けたんですよ、実行委員会を実質的に。実質的にですよ。この前のお話の経緯と同じように、これ以上はできないと、実行委員会にいたらできないということで、これはまさに抜けたと同じと私は理解していますがけれども、そういうことで、実質的に実行委員会としてはできなくなってしまったんですよ。この事業については。

ですからその段階で、その次に私は委員長さんに、この事業は非常に重要なので継続したいというお願いをしましたところ、継続はよろしいですけども、実施主体を変えることは納得できないというお答えがございましたけれども、そういう中で私としては、町の長としてこの事業は重要であるということで実施に踏み切ったと、そういうことでございますから。

○1番(瀧口義雄君) 町長、その思いとかそういうのは後で聞くとと言っても答弁していますがけれども、時間の関係の中で言っている中で、現実に実行委員会で選任、了解された委員から

抜けたという、脱退したという結果はございませんよ。現実的に籍は残っていますよ。そういう脱会の意志も示していないし、実行委員会で承認もされておられませんよ。それはそういう思いだけであって、日本では手続が問題ですから、手続はなされておられません。

それと、大使館がどうのこうのと言いますけれども、この後にそれは話しますけれども、それは違う話だと思いますよ。実行委員会として正式に担当官が脱退したと、委員をやめたというものはありません。それはやめたい意志はあったかもしれない。やらない意志はあったかもしれないけれども、それとは違いますよ。正式に、日本では辞表を出して、退会の了承を得ないと退会できない。これは民間の団体だって何だってそうです。趣味の会だって。俺やめるよという通知があれば、それはそうかもしれないけれども、そういう意志は聞いておりません。

隣にいましたけれども、そういうことはないということですからその意見は当たらないし、大使館が抜けたからといって、抜けていないですよ。担当官も抜けていないですよ。それは今の町長の言葉と現実の法律では全く違いますよ。実施できない。だって事業主体を変更するとあなたが言っていたじゃないですか。それは変更するにあたって、実行委員会の業務をやめさせるということじゃないですか。それは今繰り返さないけれども、できない。できないものを行ったということなんです。それはあなたも認めているし、課長もそうだと。民間の団体に活動禁止、業務停止の命令をする権限はないということで、言っていることが違いますよ。

次に、時間の関係で移りますけれども、それならば、そういう元大使館書記官が言った事業主体の変更の要因、その内容を具体的に聞いていきたいと思います。これが要因です。町長の答弁です。非常に非礼な会議、写真の件、クレーム、この3点です。

とりあえず1点目、非常に非礼な会議を2件、町長は指摘しました。7月11日土曜日、海開きの日です。この日当日メキシコからご訪問なされました。1回目の非常に非礼な会議、町長の答弁です。歓迎式典も会議だと。中央国際高等学校での歓迎レセプションで、どういう非礼があったのですか。まずお聞きしたいと思います。町長お願いします。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） これまで、この件については何度か答弁をさせていただいておりますが、もう1点申し上げなかったことは、初めの第1回目の補助金についてのご報告が非常に遅くなってしまったということがあります。

これは実行委員長さんが大変なご苦勞をされていたと思いますけれども、そのことで私はそういう状況を見ていまして、担当書記官と会長さんのほうで非常に苦勞をされていて、なかなか担当官も大変に、やはり一番のメキシコとの窓口ですから苦勞されたということで、そうい

う中で継続する場合はやはり会計処理を公的機関でお願いしなくちゃいけないと、お願いしたいということが1点ありました。

そういうことと、もう一つはこの前も何度か申し上げておりますが、非礼があったということでございます。そのことについては何度も申し上げておりますけれども、細かい内容については私は伺っておりませんが、写真掲載を……。

○1番（瀧口義雄君） 写真は後で。とりあえず……。

○町長（石田義廣君） そういうことがあったということで、これ以上は実行委員会としては実施できないと。実行委員会として実施する場合は大使館がご協力できないと、一緒にできないということです。

○1番（瀧口義雄君） いや町長、それは結論でございまして、原因、要因を聞いているんですよ。何も言っていないじゃないですか。国際高等学校でどういうことがあった、それが非常に非礼だと。あなたが歓迎レセプションの式典の責任者ですよ。規約でうたってあります。だからあなたが答えるべきなんですよ。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 歓迎レセプションで非礼があったとは一言も言っていませんよ。

○1番（瀧口義雄君） 言っていますよ、あなた。

○町長（石田義廣君） レセプションじゃないんです。その後のことでございます。私はそこに出席しておりません。

○議長（大地達夫君） はい。

○1番（瀧口義雄君） 歓迎式典に出席しておりませんと言ったけれども、出席して挨拶していますよ。歓迎式典も会議だという言い方、議事録見てください、していますよ。だから私は議事録のとおり書いただけですよ。そういう中で、歓迎式典の担当の職務、参与、あなたですよ。だから聞いているんですよ。

それともう1点、その後、研修センターはまた次聞きますけれども、2つ挙げましたから。研修センターと。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 今おっしゃいましたセンターでのオリエンテーションであったと私は何度か申し上げておりますが、歓迎式典とか歓迎レセプションであったとは一言も言っていません。

○1番（瀧口義雄君） 議長、ちょっと休憩してください。言った言わないの形で。議事録見

てください。これは言った言わないのやくざ者の話になっちゃいますから。私は議事録を見て、町長がそういう発言をしています。歓迎式典、レセプションと言ったかな。それも会議だと。2つ非礼を挙げているんですよ。議事録確認してくださいよ。

○議長（大地達夫君） 暫時休憩します。

（午後 1時31分）

○議長（大地達夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後 2時26分）

○議長（大地達夫君） 先ほどの一般質問のやりとりの中で、行く、言う、行っていない、言っていないという日本語の言葉のニュアンスの取り違えがあったようです。

それでは一般質問を続けます。

瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） この非常に非礼の何がどういう内容で、具体的なことを聞きたいというのは、個人の、あるいは組織の名誉にかかわる話ですから、それは確認しませんとか、知りませんかという話じゃなくて、公の場で、日本語で言えば最悪の、最低の侮辱の言葉を吐いたわけですから、それは当然言った人が具体的にどうだという説明をするのが、ましてや議会で言っているのですから、それを説明してください。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） そのことにつきましても、これまで何度かお答えしておりますが、非礼ということについて、例えばフェイスブックに写真が掲載されて、そういうことがあったということで、そのことについて私は一等書記官から聞きましたけれども、月日がたって、あるときに聞いたらそういうことは言っていなかったというようなお答えでございました。そういうことも申し上げておりますので、それ以上のことは私はお答えはできません。

○1番（瀧口義雄君） その話、フェイスブックの話はこの次に聞きますけれども、2つ挙げたわけですよ。

会議で、というのは、要するにそういう研修センターであったと。研修センターについて、これは6月6日、議長同席のレセプションルームで、本人は自分としてはそういうことはない。フェイスブックに関しては、何度も下げてくれという依頼、頼みは本人も受けていないと。ご息も受けていないと、それは町長の前で言っているわけですよ。それで、担当官のほうも

そういう取り下げの依頼をしたことはないと言った、町長は2度も確認しているということで、現実的なものは、残っているのは会議の非常に非礼ということで、それは確認していませんと町長は言っているんですよ。もう9月に。この事業に支障があるなら確認しませんと。それではいけないでしょう。

個人をそれだけ誹謗中傷していて、どれが原因かというのは、これは御宿町の代表の町長としては言えないでしょう。個人がそれで痛んでいるんですから、関係者も痛んでいるんですから、何が非礼があったのか、言ってください。それは3月に議長が仲介して、再三再四お会いして確認しますと、実証しますと、証明しますと言っているんですから。どうぞ。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） そのことにつきましても、私のとった言動が当事者の方に非常に名誉毀損とか、そういうことがあったということについては、そういう印象を与えたということについては、全く遺憾であったということでお話はさせていただいております。

○1番（瀧口義雄君） 町長、遺憾とか遺憾ではないと。私の質問は、謝罪とかそういうのを求めているんじゃないんです。要因は何かと。

議長、同じことを何度も言わせないでください。会議の非常に非礼と、貝塚議員にも言っています。それは何ですかと聞いているんですよ。謝れとか謝罪しろとか一言も私は言っていないよ。町長、町の代表の町長が議場で言ったことですから、同じことですがけれども、それを何が会議で非礼があったのかということを知っているだけです。ちなみに、会長はスペイン語が話せなかったもので、研修センターでは椅子に座っただけで発言はしていませんという答えは聞いていると思いますけれども、ということです。

○議長（大地達夫君） 町長、答弁ください。

石田町長。

○町長（石田義廣君） 研修センターのオリエンテーションには私は出席しておりませんが、その場にいた担当官が、非礼があったということですからすぐ帰ってしまったということを知っています。その場でどういう状況だったのかは、私は参加していませんからわかりませんが、あるいは今までいろんなことがあって、そのときに何かの形でそういう非礼ということにつながったかもわかりませんが、それ以上のことは私は聞いておりません。

○議長（大地達夫君） 以上のおりです。

○1番（瀧口義雄君） 議長、確認しないことを言っているんでしょうか。私は同じ質問をしていて、それは確認していないと。だから原因が何かわからないと。これは議長に聞いている

わけじゃないんですけれども、そういう中で、本人はそういう意志がなかったと。

もう一つ申し上げますと、オリエンテーションのコーディネーターは担当官でございますよ。担当官が全部仕切ったんですよ。自分が仕切って自分がどうのこうのという話じゃないと思いますよ。これ規約に書いてありますから。コーディネーター、担当官と書いてあります。それは後ろの課長に聞けばわかると思いますけれども、これは議長、それで済む話じゃないですよ。今謝罪しましたけれども、謝罪するなら違う形になりますよ。この人にも組織にも、そういう形で謝罪をしていかなきゃいけない。一国の長が謝罪したというなれば、これはまた別の話ですから、それは後にします。

どういことがあったかというのが、担当官の聞いた話を、それを言って、信頼しているからという話じゃないでしょう。あなたが再三再四お会いして、証明しなきゃならないと言っているんですから。これは3月に言っている話ですから。それは聞かなきゃ納得できないですよ。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） そのことにつきましても、私は次のように答弁しております。基本は、私は町の代表、担当官はメキシコの代表です。信頼の中でいろんなことをやってきました。そういう中で何かを再確認とかすることが、その友好とか親善を壊すような形であれば、私はそういう確認はしたくない、しませんということで今まで申し上げてきたんですね。そういうことでそれ以上のことは、そういうことがあったということ聞きまして、私は何度も同じ答弁になります、信頼しておりますので、私はそういう答弁をしております。

○議長（大地達夫君） これ以上、この話を続けていても話が深化しない状態になっていると思います。先に行ってください。

○1番（瀧口義雄君） 先に行きません。これは個人の名誉と組織の名誉にかかわる話です。

今、謝罪とか何とか、そこまで言っちゃっているならそれは違う話でしょうというのは別の話ですよ。代表とかそういう話は時間がないから言いませんけれども、それは事実関係を言わなきゃならないでしょう。人権にかかわる話、名誉にかかわる話を事業に支障があるからと。事業に支障があるようなことがあったならその支障になったことを、原因になった非常に非礼なことを言わなきゃいけないでしょう。本末転倒の答弁でロジックが破綻していますよ。そうじゃないですか。

（「答弁を求めてください。でなかったら休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） そのオリエンテーションの関係につきましては、今瀧口議員さんがお

っしやいましたけれども、コーディネーターがご本人の担当官であったということで、いろんな考えをお持ちでやられたことと思いますが、そういう中で何か事があって先に帰ってしまったと、怒って帰ってしまったということだけは私は聞いていますので、そういう中身については、恐らく自分の趣旨に合わなかったようなことがあったのではないかと考えております。それが非礼ということになったかもわかりませんが、そういうことで私は聞いております。

○議長（大地達夫君） はい。

○1番（瀧口義雄君） だからその何かを聞いているんですよ。人権にかかわる、個人の名誉、この人もそうですよ。だから、これ大変なことなんですよ、町長。

それを聞いた本人が議場で言っているんですから、責任を持って言うと言っているんですから言ってくださいよ。言うまでほかに進めませんので。これは一番大事な人権にかかわる話。さっきは法令にないことをやってしまったと。これも現実的には、今度の予算に載っていますけれども、法令にないこと、それをやってきちゃったと。議会も同意していますけれども。

○議長（大地達夫君） 何かについて答える材料はありますか。

（「答えられないんだったら休憩だろう、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 先ほども申し上げましたけれども、その内容につきましては、私は友好、親善を壊すような形では伺いたくないと思っております。そういうことで、将来にわたって機会があれば伺うかもわかりませんが、現時点でそういうことを私は確認する考えはありません。

○1番（瀧口義雄君） 個人の名誉と組織の名誉と多くの関係者の屈辱にあたる話です。議長、取り計らってください。私はその1点を求めているだけです。何が非礼の原因だったのか。国際交流の重要性と個人の人格、名誉、そういうものをてんびんにかける話じゃないでしょう。あなたは御宿町の町長でございますから。

誰も国際交流云々の話はしていませんよ。それが何かと聞いているだけです。それが本当に個人の、組織の、関係者の不名誉な話かと。人権の問題ですよ。奥さんは出ていこうと、そこまで言わしめたんですよ。本来なら違う形になっちゃうんですよ。おとなしい人ですから。議長、取り計らってください。

私は個人の名誉とか、人権とか、それと国際交流のことをてんびんにかけるようなことはしておりませんので、聞いておりませんので。それは後で大切なことはお聞きすると答えていますから、国際交流の重みでこれを言わないというのは答弁になっておりませんので。人権の問

題で何だと聞いて、それは言えませんという形のものはありませんよ、日本では。時間が過ぎていきます。

○議長（大地達夫君） 何であるかを具体的に話せる材料はありますか。ご存知ですか。

石田町長。

○町長（石田義廣君） 何度も同じお答えになりますが、そういった材料は現在ございません。しかし将来にわたって、その内容について伺う機会があれば伺いたいと思いますが、私はそういう考えでおります。

○議長（大地達夫君） 現時点で材料がないという答弁でありました。

○1番（瀧口義雄君） それは後の祭りという話と、そんなことで実行委員会と組織と関係者と個人、これをそういう日本で一番汚い言葉で、議場で侮蔑したんですよ。この人も痛んでいますよ。奥さんも痛んでいますよ。それで済む話じゃないでしょう。

あなたは3月に再三再四お会いして、証明しなきゃならないと言っているんですよ。また言った言わないになるといけないけれども、3月の議事録見てくださいよ。あなたが答弁して、議長が仲介して、時間をやってくださいということで6月まで待ちました。ところが6月はもう報告済みだと。9月になったらこの事業に支障を来すなら確認しませんと。この繰り返しじゃないですか。議長、それでは納得しませんので。

普通の間違いとかが、それだったらいいけれども、個人の名誉にかかわる話を何も確認も確認もしないで、御宿町の代表者である本人が言っているんですから、それが公開の場で非常に非礼だと。これは地域に住んでいられないですよ。その理由も言いませんと。そんなことがあってよろしいんですか。また苦しめますよ。だって、あなたはメキシコに8月14日に行っていて会っているじゃないですか。240万円近くの税金で行っているんですよ。何でそのときに聞かないんですか。3月にそういう答弁をしているじゃないですか。公務ですよ。議会も公務ですよ。議長が仲介しているんですよ。じゃ、そんなこと言わなきゃよかったじゃない。議場で言って、これはちゃんと議事録に載っていますよ。それは議長は承知ですよ。

時間をとめてくれないでしょうか、議長。これは、はいそうですかと引くわけにはいかないんですよ。個人の名誉、組織の名誉、関係者のそういういろんなかかわった人が屈辱を受けているんですよ。納得できる原因だったらそれはやむを得ないと思うけれども、公開の場で言う話じゃないでしょう。

○議長（大地達夫君） 暫時休憩します。

（午後 2時44分）

○議長（大地達夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後 2時51分）

○議長（大地達夫君） 瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 1番、瀧口です。

それでは、フェイスブックの件は何度も聞いていますけれども、いつ誰に、どういう方法で携帯、メール、LINEなどで何回削除を、どういう方法で依頼したんですか。誰に依頼したんですか。何回、どういう形で。これ町長の答弁ですので、お願いします。

○議長（大地達夫君） ありませんか。

石田町長。

○町長（石田義廣君） 私が依頼したわけではございませんけれども、一等書記官からそのような依頼をしたということを伺っております。

○1番（瀧口義雄君） いや町長、私の聞いているのは、町長が担当官がという言葉が抜けていますけれども、それを言っているんですよ。担当官がいつ誰にどういう方法で、メールとかLINEとか携帯電話とか、何回も削除を依頼したけれども長期間なかったと。依頼に応じてくれなかったという答弁をしておりますので、担当書記官がいつ誰にどういう方法で何回連絡、削除のお願いをしたのかという質問ですよ。どうぞ。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 何度も申し上げますけれども、私の答えは1つであります。ご本人を信頼しておりますので、詳しいお話は伺っておりません。

○議長（大地達夫君） はい。

○1番（瀧口義雄君） 何度も言っていますが、個人の人格にかかわる話です。大変迷惑しています。本人は、議長も同席のように否定して、ご息もそういう連絡は受けていないと。相手が受けていないと言うなら、町長が聞いた人に聞くのが当たり前で、3月にそういう確認をとると答弁しておりますので、どうぞ。答弁していないなら聞きませんが、それでもあなたがそういう形で言ったんですから。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 理屈になりますが、そういう伺うことは、やはり時間的な部分もあると思いますけれども、将来にわたって聞くと、お聞きするというところでございます。

○1番（瀧口義雄君） それは逃げですよ。今まで何度それで私は待ちぼうけを食らったことですか。3月、その前から足かけ2年半やりました。全部そういう形で抜けているじゃないですか。あなたが言ったことですよ。俺は言ったことを聞いているだけです。そういう中で総括の質問です。

御宿町長、御宿町が任意の民間団体、日本メキシコ学生交流プログラム実行委員会の活動、業務を停止させることができるのでしょうか。及び権限、条例の有無について、これはないという3人の回答を得ましたので、それでよろしいですね。

それと行政の不利益処分、行政の処分と結社の自由との整合性の是非について。それと事実確認、裏づけがとれていない状況での事務執行に問題はなかったのか。町長の発言に問題がなかったのか。4番目、実行委員会組織としての失地回復の方法について。公開の場所で多くの関係者、組織団体が名誉をおとしめられ、人権を踏みにじられたことにどのように対応するのか。この一連の責任の所在と不利益の回復についてどのように対応するのか、ご回答してください。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 1点申し上げますと、先ほどの総括の……。

（瀧口議員「ちょっと聞こえないんですけれども」と呼ぶ）

○町長（石田義廣君） 先ほどの代表統括権の件でございますけれども、1点ありましたね。その件でございますけれども、私は先ほども申し上げましたけれども、やはり実質的に実行委員会から大使館の担当官が抜けたことによりまして、事務手続はしていないかもわからない、私は実質的にはもうあのようなお言葉を出しておりますので、要するに、このまま実行委員会でやるなら大使館としてはできないという言葉も出ておりますので、それはまさにご本人が実行委員会から抜けるという意志のあらわれであると思っておりますので、そういうことで実質的には実行委員会の事業、事務ができなくなったということの中で、その後に私はこの事業の重要性に鑑みまして、ぜひこの事業を継続したいということを実行委員長さんをお願いといたしますか、お話をさせていただいて、この事業を新たに実行させていただいていることでございますので、先ほど権限が及ばないということは、確かに私は皆様のご意見で伺いましたが、どういう法的根拠をもってやったんだということでありましたけれども、私は自治法の147条を挙げました。しかしながら、よく吟味した中で、私が147条を誤解していたと、誤って解釈していたこととございまして、私はそういうことで、その権限を活用してとめたということではないんです。私はそう思っています。実質的にもうそういう実態が、事務ができなくなってい

るということの中で、私は新たにこの事業を進めていくためには、継続していくためには……。

(瀧口議員「わかりました。町長」と呼ぶ)

○町長(石田義廣君) ということでございます。

○1番(瀧口義雄君) 議長、要するに非常に非礼な原因を言わないで、できないと。大使館から。それは非常におかしなロジックじゃないですか。そういうことがあったから大使館ではできないと。その原因がわからない、素因がわからない、要因がわからない中で、そういう話をどこで信用したらいいんですか。全く論理矛盾。構成上アウトの話じゃないですか。

そういう中で再度申し上げます。町が民間の団体の業務を停止させることはできないんですよ。それは死に体とか何とか言っていますけれども、死に体でも何でもありません。ちゃんと組織として残っています。

もう一度申し上げます。御宿町長、御宿町が任意の民間団体の活動、業務を中止、停止させることができるんでしょうかと。あなたはまた変なへ理屈を言いましたけれども、そういう権限、条例の有無について。それと行政の処分ですね、不利益な処分、結社の自由との整合性の是非、事実確認、裏づけがとれていない状態での事務執行、町長の発言、これはどう処理するんですか。実行委員会組織としての失地回復の方法について。公開の場で多くの関係者、組織団体が名誉をおとしめられ、人権を踏みにじられたことにどのように対処するのか。この一連の責任の所在と不利益の回復についてどのように対応するのか。これが質問ですよ。総括してください。

職員でもいいですよ。副町長はちょっとかわいそうですから。

○議長(大地達夫君) 最後の総括の答弁はないですか。

(瀧口議員「じゃ、次読みます。いいですか」と呼ぶ)

○議長(大地達夫君) はい。

○1番(瀧口義雄君) それは宿題ですよ。まだ終わっていないんですよ。

こんな悲惨なことがあるんでしょうか。私は常々思っております。御宿のこのすばらしい魅力にひかれてご一家が移住し、ライフワークの国際交流に誰よりも一生懸命に活動しています。会長の活動報告もあります。フリオ氏の日本語学校設立に多大な協力、1、2回生の日本語学生支援、6名が大学院、大学等に入っています。日本企業への就職の依頼、紹介、またこの10日から国際武道大学へのメキシコ女性の留学、武道大学との連携、交渉、ホームステイ、大学への奥様の送迎など、一部ですがご紹介しておきます。大変な、今もってこういう形で活動しております。

しかしながら、貝塚委員を初め言われなき誹謗中傷を公開の場で一方的に言い放たれ、弁解の機会も与えられない。そして裏づけも全く証明されない、説明もしない、こんなむごいやり方でこのメキシコ400年の史実と相反する出来事ではないでしょうか。400年の史実が泣いております。記念塔が震えております。人類愛が汚れてしまう。奥様に御宿を出ていこうとまで言わしめるのですか。悲痛な心の叫びは町長はわからないのでしょうか。聞こえないのでしょうか。笑顔と夢が膨らむまち御宿、ともに支え合うまち御宿、そういう標榜の町ではなかったのでしょうか。

貝塚委員を初め、多くの関係者が痛んでおりますのも事実です。この2年間の塗炭の苦しみがわからないのでしょうか。これをどうするんですか。答弁ありますか。

議長、次に進みます。

○議長（大地達夫君） はい。

○1番（瀧口義雄君） これ町長、どこかで答えてください。まだ時間がありますから。

殿岡課長には大分迷惑をかけましたので、道路の整備について。これは質問状はちょっと読み上げるのは時間の関係で省かせてください。そういう中で、御宿における交通事業に関する町の見解、交通アクセス改善に係るこれまでの町の取り組み及び今後の方針、新御宿布施大原道路、上落合橋町道0108号部田前の道路の進捗状況、整備状況、交通アクセスについて、事業に関して町の協力、支援体制について、協働の町づくりの中で。

インフラの整備、特に道路整備は巨額の資本と気の遠くなるような歳月がかかります。また、地権者との交渉も大変困難をきわめております。最近では環境問題も解決しながら進行しなければならない大変難しい事業です。県単事業といいながら、地元自治体、地域の協力が不可欠です。推進協議会、促進協議会などの地域の応援体制ができていないのではないかと。町長は関係者との10年間の間に折衝したことはありますか。何回ですか。促進協議会など協賛体制をつくるお考えはありますかと。

部田前道路は生活道路でございます。JR久保——高山田と正式には言うみたいなんです、ガードが大型車両が通行禁止のため、国道128号への通り道です。危険箇所も数カ所あります。道路整備事業には地権者、地元行政区、関係者の理解と協力が不可欠でございます。協調体制の組み立てをしながら事業振興を図っていったらいかがでしょうかと。協働の町づくりを標榜している御宿町です。

また、もう1点は、町内には都市計画でセットバックした土地が多く見られます。せっかく地権者が協力してセットバックしても、長期間白紙の状態です。減免の措置は生じております

が、地権者の善意が長期間浮いたままです。所有者にも地権者にも需要は将来生じてきます。相続という問題があります。セットバックした土地の早期の取得と距離の長さにかかわらず道路として供用したもの——供用はしていないんですけれども、セットバックして実質的にはそういう形になっている中で、地権者の行為に因應するためにも道路としての整備をしていくことが政策ではないでしょうか。

以上、殿岡課長、お願いします。

○議長（大地達夫君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） それでは、ただいまご質問いただきました通告に従いまして、順次お答えをさせていただきます。

まず、鴨川一宮高規格道路の関係でございますが、道路環境に関するご質問、ご提言で、千葉県では館山自動車道が1995年、平成7年4月、東京湾アクアラインが平成9年12月、首都圏中央連絡自動車道が平成25年4月にそれぞれ開通し、交通の便が改善されたことにより大きな経済効果をもたらしております。しかしながら、外房地域の道路網につきましては、議員ご指摘のとおり、昭和の時代から大きな進展はなく、国道128号を中心とした道路整備や幹線道路へのアクセス路の整備は、地域活性初めさまざまな面において重要課題であると認識しております。

ご提言にございます鴨川一宮道路につきましては、1994年12月に候補路線として指定され、同じく候補路線として指定された館山鴨川道路、茂原一宮大原道路が計画路線に格上げになったものの、鴨川大原間に関しては進展が見られていない状況です。

これまでの取り組み状況といたしましては、外房地域の3市2町で構成されている地域高規格道路鴨川大原道路早期建設促進期成同盟会を立ち上げ、早期完成に向け国・県に出向き、毎年要望活動を実施しているところです。

また、当町における交通アクセス改善等に向けた取り組みでございますが、国道128号における右折レーンの設置初め、県の勝浦布施大原線実谷バイパスの早期完成に向け、知事との懇談会等で要望するとともに、夷隅土木事務所と協力連携のもと継続的に課題解決に取り組んでおります。

ご質問にございます上落合橋付近実谷地先の整備状況でございますが、町道とのすりつけ部となる橋が完成し、橋の名称は地元区と協議した上で宮下橋に決定したところです。なお、供用の開始につきましては平成30年度中を予定しております。

また、町道0108号線、通称部田前通りの道路改良につきましては、後期アクションプランに

も計上させていただいておりますが、平成31年度から設計、測量に取り組み、交付金等を効果的に活用しながら計画的な整備を進めてまいりたいと考えております。

交通アクセスについての支援体制の構築というご助言でございますが、道路整備を進める上では議員ご指摘のとおり、地権者のご同意はもちろん、町や地元行政区など連携を図りながら進めることが重要であると認識しております。ただいまご指摘のあった一般リゾート道につきましても約30年が経過する中で、今ご指摘いただきましたように地元区、また地元の議員さんや町の取り組みといたしましては、そういう部分ではまだまだ反省が残るところもございます。

この先、部田前道路の整備等も計画しておりますが、そういう道路整備を進める中におきましては、ただいまご指摘いただいたようないわゆる支援体制をしっかりと構築しながら、また県道の整備についても県土木事務所だけに依存するのではなく、県と町、そして地域が一体となって継続的に取り組んでまいりたいと考えております。

あと、ご指摘いただきました都市計画におけるセットバックの土地でございますが、確かにただいまご指摘いただいたように、ご協力をしていただいておりますが、十分な効果的な活用ができていないという状況がございます。今後、多くの方に家の建てかえの際にセットバックでご協力をしていただいておりますので、少しでも安全対策、緊急車両等の通行の妨げにならないよう、ご協力をしていただいている方の意志をしっかりと尊重できるような体制整備について、今後どういうふうにしたらいいのか、議会産業建設委員会等と協議、調整をしながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○1番（瀧口義雄君） ありがとうございます。大変難しい事業でございますけれども、インフラ整備というのは本当に長い年月、本当の長期間の事業で巨額の費用がかかります。ぜひこつこつとやっていただきたいと思います。ありがとうございます。

議長、先ほど申しました総括6点、これについて答弁をお願いしたいと思います。

○議長（大地達夫君） 石田町長、答弁できますか。

石田町長。

○町長（石田義廣君） いろいろいただいておりますが、この場では答弁は差し控えさせていただきます。

○1番（瀧口義雄君） この議題ですよ。議長、どうしたらいいんですか。

私は云々する立場にはございません。質問を出して、総括してくださいと。裏づけのない答弁がほとんどでした。全部そういう形で、私はこれは関係者の人たちの思いを乗せて質問して、

心情が痛んでおるのは事実でございます。そういう中で組織もそうです。ここで隣にいる人もそうです。私もそうです。会長も、家族もそうです。もっと言えばサポーターの人もそうです。

そういう中で、2年半に及んで私は貝塚議員、石井議員、滝口一浩議員等とこの件に関して質問をしてきました。ところが今もって答弁できないというような、先ほど申しましたように裏づけが全然ないということを自分自身がもう言っちゃっている。確認しませんと。確認しないというのは事実がどうか、本当のことがどうか、何がどうかというのを一切うのみにしているということですよ。

それで果たして御宿町の長としてという話ですけれども、これは質問状というか、総括の一覧に書いてありますので、後でこれ事務局長に渡しますけれども、これでまた返答のできない場があっても私は困ります。質問状じゃなく、ここで質問しているんですから、それに今は答えられないと。議長、どうしたらいいんですか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 瀧口議員さんのご質問の趣旨というか、お考えはよくわかりましたけれども、日ごろの国際交流事業におきまして、例えば現在の国際交流協会長といろいろな……

○1番（瀧口義雄君） 私はこの質問に対して聞いているんですよ。6項目に対して。時間の関係もでございます。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 総括ということで1点申し上げさせていただきます。

（瀧口議員「どうぞ」と呼ぶ）

○町長（石田義廣君） そういうことで、国際交流事業を進める上で、今協力して私はできていると思っておりますが、果たして今ご指摘のように、ご当人がやはり同じような気持ちであるのかどうか、私は一度確認させていただきたいと思います。そういう話をしていかないと、これからどのような国際交流事業を展開するにしてもなかなかできないと思いますので、その辺はこの場で1点申し上げさせていただきます。

（瀧口議員「議長、いいですか。最後です」と呼ぶ）

○議長（大地達夫君） はい。

○1番（瀧口義雄君） それは私の質問であって、私自身も含めて隣の人も含めて、個人の話は、団体とか関係者の話は、これは全てのオールアンドオールの話ですよ。後でこれを渡しておきますけれども、2年半たっても答えられない。聞いていることに確認はとりませんと言っている人間に、そんなことを言われる筋合いはないですよ。

本来なら、こういうことがある前に関係者と、隣の人も含めて話すべきだった。それは書記官も入れて、委員ですからね。そういうものが一切ないし、委員会として承認、承諾したものは何もないんですよ。名称も含めて。名称はみんな使っていたからそれを使えるというオールマイティーの話じゃないんですよ。それはやっぱり知的財産権というものが生じるんですよ。それはこの日本ですよ。どこかの国と違いますよ。

そういうものを含めて、この6点の扱いについて、議長どういたしますか。時間がない。

○議長（大地達夫君） 石田町長、総括の質問に対して答弁がないということが答弁でよろしいですか

（瀧口議員「6点」と呼ぶ）

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） それでは、後ほど内容についてはいただけるということでございますので、次回答弁させていただきます。

（瀧口議員「まだ時間大丈夫ですか、議長」と呼ぶ）

○議長（大地達夫君） 20秒大丈夫です。

○1番（瀧口義雄君） 3月のときも再三再四お会いしてご報告しますと。それが全くなかった。何度も同じことをしています。全く信用しません。何度も同じことを言っておりますので。

以上です。ありがとうございました。本当に長い間ありがとうございました。

○議長（大地達夫君） 以上で、1番、瀧口義雄君の一般質問を終了します。

ここで5分間休憩いたします。

（午後 3時17分）

○議長（大地達夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後 3時26分）

◇ 石 井 芳 清 君

○議長（大地達夫君） 続きまして、10番、石井芳清君、登壇の上ご質問願います。

（10番 石井芳清君 登壇）

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。それでは通告に従いまして、一般質問を始めさせていただきます。

2011年3月11日の東日本大震災から丸7年、福島県では原発事故による被害で、今も県内外

に約5万人が避難生活を強いられています。他の地域の復興もいまだ道半ばというところが多いのではないのでしょうか。私たちはこの冷厳な事実にあきらめず向き合い、町政を一步一步着実に前に進めていく覚悟が必要だと考えています。

そのことを踏まえ、町長の政治姿勢について次の8点について伺います。

1点目は、町長の住民懇談会の所感について。2点目は、こども園建設の経緯とこれからの町づくりについて。3点目は、3月のJRダイヤ改正とエレベーター設置について。4点目は、御宿版CCRCの進捗状況とこれからの進め方について。5番目は、協力隊の仕事の内容について。6番目は、森は海の恋人の講演やイノシシの講演について。7番目は、お米の食味分析鑑定コンクール参加を奨励する考えはあるのかについて。最後は、リフォーム助成などで代理受領制度を活用する考えはあるのか、以上8点について伺いたいと考えます。

では、1点目ではありますが、町長の住民懇談会の所感について伺います。

町長が町民と話し合いの場を持つことは大切なことだと考えます。たしか1期目は地域ごとに懇談会を実施されていましたが、参加者が多くなく、2期目は実施されなかったように記憶しております。その理由と今回の懇談会の受けとめと、今後どのようにされるのかについてお聞かせください。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 住民懇談会についてのご質問であります。

1月21日の午後1時30分から3時まで、公民館大ホールにおいて住民懇談会を開催いたしました。130名ほどの町民の皆様のご参加をいただきましたが、さまざまな問題についてご要望をいただき、またご叱声をいただき、激励もいただきました。ご要望につきましてはすぐに対応できるもの、検討に時間を要するもの、困難なもの等がございました。町民の皆様の生の声をお聞きすることができて、非常に貴重な時間、機会を持つことができたことを感謝しております。諸問題や諸課題についてはひとつひとつ対応していきたいと思っております。

そして、これからのことですが、初めに、これまでの懇談会の開催状況について少し申し上げてみたいと思っておりますが、開催回数はこのたびの開催を含めまして計5回を実施しております。平成21年度、22年度、24年度、25年度と今回でございます。開催場所につきまして、前から3回については公民館、岩和田青年館、上布施コミュニティ消防センターで、あとの2回につきましては公民館1カ所を会場といたしました。それぞれその年度のテーマを決めて説明を行い、各課長に出席をしていただきました。町長との対話形式で行ったのは今回だけあります。

今後どのように開催するかについては、各区長さんなどのご意見などを伺いながら進めていきたいと考えております。開催回数がこのような状況でございますが、この懇談会を進めていく上で、やはりいろんな面で改善すべき点があるのではないかと検討しながら来たものですから、ところどころ行っていないのが現実でございました。そういうことで、今後はいろんな面、方々のご意見を伺いながら開催していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○10番（石井芳清君） 了解いたしました。この間の経過、そしてまた先般の懇談会の所感について伺ったわけであります。

それで今後については、区長さんを初め相談をして進めたいということではありますが、回数についてはどのように考えておられるのでしょうか。例えば年に1回だとか、それも含めて今後ということなんでしょうか。それについていま一度。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 今申し上げましたように、このたび初めて私との対話形式をとったんですが、私は方針としては、今後これでいいのかなと思っております。そういうことで公民館1カ所にするのか、あるいは今申し上げました3カ所ぐらいにするのかということはまた検討させていただきますが、回数的には年1回程度かなと考えております。

○10番（石井芳清君） 了解いたしました。

それでは、この懇談会の意見の中で、先ほど答弁いただきましたけれども、できることはできると。時間がかかるものがあるということで整理しながら、いただいたご意見を前向きに検討したいというようなご答弁であったというふうに理解をしています。せっかくですので、この懇談会の意見の中で、聞いていて胸が詰まるご意見がありましたので、1つだけ紹介をさせていただきますと思います。

町長は覚えていらっしゃるでしょうか。布施に住む女性の方で、その方はエピアミー号の運行について午後の増便とともに、年末年始12月29日から1月3日はお休みで、陸の孤島になってしまう。せめて29日、30日だけでも運行してほしいというご要望だったと記憶しております。多分、お節料理を買いに行かれるのではないのでしょうか。地域公共交通会議に諮って、次のお正月にはぜひとも温かいお正月、この家庭で迎えられるようにご配慮をいただきたいというふうに思うわけありますが、町長いかがでしょうか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） この会議に諮ってみたいと思っております。検討させてください。

○10番（石井芳清君） ありがとうございます。現状たしか私も委員になったときに幾つか

諸問題があったと思います。ちょっと担当、課題があったら。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 懇談会、私も参加しております、その意見を聞かせていただきました。切実なご意見だと承りましたので、早速委託しております小湊鉄道のほうへ確認しましたら、年末年始のシフトを組むので人が足りないというようなお話を受けております。ただ、今後幾らかお支払いすればやっていただけるのか、その辺前向きに検討してまいりたいと思います。

○10番（石井芳清君） ありがとうございます。そこはやはり民間もいろいろな人材難だというお話も、私も伺っておりますが、せっかく民間がやっていただいております。きちんと対価をお支払いして住民の皆さんの要望、せめて正月三が日、温かい料理を家庭で食べられると、そのような状況をぜひつくっていただきたいというふうに思います。

では、次に移ります。

2点目であります、こども園建設の経緯とこれからの町づくりについて伺います。

昨年の3月30日の竣工式から間もなく1年がたちます。昨日、教育民生委員会でこども園を訪問する機会を得ました。子どもたちや職員の皆さんが笑顔で出迎えてくれました。園内も明るく、子どもたちが快適に過ごしている姿を見て、議員の一人としても安堵いたしました。乳児を初め、小さな子どもたちが過ごす環境です。伸び伸びと動き回れるように、床暖房を初め構造物の角の縁取りやドアで手を挟まないような設計、厨房の衛生管理、職員の労働環境など、ほぼ町長の目指す新しいこども園が実現できたのではないのでしょうか。

完成に至るまでどんな苦労があったのか、どんな工夫があったのかを聞かせてください。また、この経験はこれからの町づくりにとって生かすことが多いと考えております。こども園建設の経緯とこれからの町づくりについて、どういうふうに考えているのかお伺いをいたします。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） まず、こども園建設の経緯でございますが、平成21年度に実施しました町公共施設耐震診断を受けまして、今後の施設の老朽化等を見据え、2園統合の方向性が示され、子育て環境の整備と安心・安全な施設のあり方について検討を始めました。その後、平成25年度からの第4次御宿町総合計画の前期基本計画に掲げるとともに、平成25年4月に第1回の保育所施設等建設検討委員会を開催し、平成25年11月の答申まで6回の会議を開催し、この間、優良先進保育園の視察や御宿町普通町有財産活用検討委員会への建設候補地の意見具申などを行いました。

また、具体的な建設検討のため、御宿町保育所施設建設委員会を設置し、平成26年2月から9回にわたる検討を行いました。そのほか、平成27年10月に町公民館において住民説明会を開催したほか、町議会を初め子育て中の保護者の方々のご意見を伺い、平成28年度末に建設を終えることができました。

また、建設に至るまでどんな苦勞、どんな工夫があったかということではありますが、振り返りますと、将来を担う子どもたちが過ごす場でありますので、苦勞よりも楽しみ、わくわく感のほうが強かったように思います。

工夫という点におきましては、さまざまな過程において皆さんのお知恵をおかりし進めてきたことが挙げられます。一つには検討組織、委員会です。先ほども申し上げましたが、2つのステップに分け、保護者会代表や両保育所所長、主任児童委員を主な構成員とし、保育所統合や規模、建設場所などを検討する建設等検討委員会、行政区長会や保護者会代表、御宿保育所所長、オブザーバーとして夷隅土木事務所や夷隅健康福祉センターにもご参加いただき、具体的建設を協議する建設委員会を設置し進めました。

園舎デザインでは、保育所建設コンペ選定委員会を設置し、コンペ方式によりデザイン選定をいたしました。選定にあたりましては、議会や建設委員会、保護者会代表、保育所長、行政区長会長などに審査に加わっていただき選定をいたしました。また、建設が始まりましてからも、議会を初め現場の保育士などの声を反映させながら、毎週現場との会議を開催し、細部について調整をいたしました。こうしたプロセスを経まして建設に至ったという点が工夫をしたところだと思っております。

以上です。

○10番（石井芳清君） ありがとうございます。

今、事務方から答弁をいただきましたが、この陣頭指揮をとられたのはたしか町長であったというふうに理解していますけれども、町長からはいかがでしょうか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 今、ご説明がございましたが、議員の皆様方を初めとしまして保護者の皆様、各団体を代表する町民の皆様など多くの方々のご意見が集約されまして町政に反映され、すばらしい御宿認定こども園の完成を見ることができました。また、この事業の進め方や多くの方々の知恵や知識が集約され、完成を見ることができました。

これからの町づくりについてさまざまな諸課題がありますが、内容もそれぞれでございますが、このことを旨としまして町政に広く町民の皆様のご意見を聞きながら、誤りなきよう努め

てまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○10番（石井芳清君） 町長から今所感をいただきました。私も幾つか提案も含めて委員会等も参加をさせていただいたわけでありますけれども、本当に町長も地元、また御宿、それこそ先ほどの懇談会ではありませんけれども、何方所かに分けて町長自ら説明にも出向かれたと思うんですね。それから、先ほど事務方からも説明がございましたけれども、設計事務所も出向いていただいて、本当にきめ細かな、ひとつひとつ、設計の本当に小さいところを積み上げていただいたのではないかなというふうに思います。

そしてまた先進地も幾つか参りましたよね。やっぱり模範となるどころ、いやちょっとこれは御宿町にあたらぬんじゃないか、両極端といえば相手様について大変失礼にあたるかもわかりませんが、そういうものも見せていただいたというふうに記憶をしております。非常に丁寧な政治手法で、まさに内外に誇れる施設になったのではないかなというふうに私も思っております。

そういう政治手腕を持っておられる町長でありますけれども、きのう今日の一般質問、またこの間の、例えば委員会等の町長の提案、そして具体的には協定でありますけれども、そうしたものもたしか議員からは賛同の声は出ておらなかったというふうに理解をしております。また、これは多分職員の中でも合意ではなかったのではないかなというふうに思うわけでありませぬ。

同じ人物だというふうには思えません。どちらかと申しまししょうか、こども園を完成させたその丁寧な政治手法、これは捨て去ったのでしょうか。今、自ら私の質問に答えて、こども園のひとつひとつをつくってきた中身について所感を申し上げて、今後に生きると。また住民の皆さんのきめ細やかな声を集約をしたいというような内容のご答弁だったと思うんですね。何か同じ人に質問しているという感を受けないんですね。これは私の個人的な感覚だと思うんですが、町長どうなんでしょうか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） こども園につきましては、本当に皆様方のお力をいただいて、おかげさまでということのできたと思います。私がどうのということでは全くないと思います。また、きのう今日のことに言及されましたけれども、私も全く未熟でございます。大変ないろんな過ちもあります。そういうことで、これから努力をさせていただきたいと思います。

○10番（石井芳清君） 繰り返しませんけれども、せっかくそういうみんなの知恵、力を集めて完成させたということであるわけでありますから、これは確かにお金も多額でありました

し、期間もたしか6年を超えると、非常に長い期間だったと思うんですね。

しかし、予算的には 　　　　　　 なのでしょうけれども、日ごろのひとつひとつの事業、こういうものもこういう政治手法、こういう考え方で町政をとり行くと。執行していただくということではないでしょうか。そうすれば、少なくとも答弁に詰まるような事態というのは、私は絶対になくなると思います。

ひとつひとつの町長の事務、政治判断と申しましょうか、いま一度整理をされて、どのように政策、公約を実行していくのか、私はまさにこのこども園の完成までに至る道のり、これを思い起こしていただいて、あすじゃないです、今日から誠実に町政を執行していただきたいというふうに考えるわけでありましてけれども、もう一度答弁いただけますでしょうか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 肝に銘じて行っていきます。よろしくお願いします。

○10番（石井芳清君） 次に移ります。

3番、3月のJRダイヤ改正とエレベーター設置について伺います。

3月のダイヤ改正の内容と御宿町に与える影響をどのように考えておるのか。内房線のJRの運行は現在どのようになっているのか。このまま座していれば、外房線も同様な状況となるのではないかと危惧をする声も出ております。先般の質問で特急が一つの条件となっておりますが、特急が走らなければ前提条件を失います。エレベーター設置どころではなくなるのではないのでしょうか。まさに地域の存亡に係る事態だと考えます。

この地域では、これまで木原線を守る運動や高校の統廃合に反対する運動など、党派、思想、信条を超え自治体ぐるみで運動してきた経緯もございます。勝浦市を中心にして、夷隅郡市外房線の切り捨てのダイヤ改正と地域の発展を考える運動も始まっていると聞いております。今般の事態をどのように考えているのか伺います。あわせて今後の方策についても伺いたいと思います。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 今年3月17日に予定されております外房線におけるダイヤ改正は、御宿町にとって大変不利なものとなっております。

御宿駅に影響があるものは5本でございます。5時53分勝浦始発千葉行き普通列車の勝浦茂原間の廃止により、御宿駅5時58分の上り列車がなくなります。18時34分、千葉発勝浦行き普通列車の大原勝浦間の廃止により、列車は大原どまりとなり、御宿駅19時57分の下り列車がなくなります。20時38分、千葉発勝浦行き普通列車の上総一宮勝浦間の廃止により、列車は上総

一宮どまりとなり、御宿駅22時9分の下り列車がなくなります。21時16分、安房鴨川発千葉行き普通列車が一宮どまりとなり、御宿駅21時50分の上り最終列車は上総一宮駅で乗りかえが必要となります。22時10分、上総一宮発大原行き普通列車は勝浦行きとなります。これについては、御宿駅22時43分の下り列車が1本増えることとなります。

また、一昨年のダイヤ改正では、内房線において日中時間帯の千葉館山間の直通列車の廃止により、君津駅での乗りかえが必要となりました。また今回、平成27年3月のダイヤ改正で、館山駅までの定期運転がなくなった特急さざなみのかわりに運転しておりました東京館山間の特別快速列車も廃止されることとなりました。これらの危機感から、JRを初め国や自治体に対する要望活動を行うために、昨年5月1日に、民間ベースで内房線と地域を守る会が結成されて現在活動をしております。

ダイヤ改正の際は、プレスリリースの前に沿線自治体に対しJRから説明がございしますが、決定事項の説明であり、地域の意見を反映する余地がないことから、千葉県を事務局とし、本町を含む関係自治体が加入する千葉県JR複線化等促進期成同盟において、毎年要望活動を行っております。しかしながら、JR千葉支社管内各路線とも、千葉市から遠くなるほど人口減少が著しく、それに伴い利用者も千葉近郊に比べ極端に少ないものとなっており、ダイヤ改正に対する要望の実現には至っていない状況でございます。

一方、御宿駅へのエレベーター設置でございますが、駅の乗降客数がJRの設置基準に達せず、話が進んでいない状況でございますが、エレベーターの設置により鉄道の利用者減の抑制も考えられること、JRも一定の負担をすることで特急列車の通過駅とするなど、御宿駅を無視するような措置をとりにくくなることも考えられますので、引き続き話し合いを進めてまいります。

鉄道が不便になりますと地域の魅力が低下し、町の活性化の大きな妨げとなりますので、ダイヤ改正等には沿線自治体などとともに要望活動を続けてまいりたいと考えております。

○10番（石井芳清君） 了解いたしました。よしとはしないと、簡単に言うとそういう内容であったかというふうに思いますが、今、JR外房線沿線と申しましうか、期成同盟というような、正確じゃないんでしょうけれども、そういう内容で自治体間の連携を図って要請活動を行っているという内容であったかと思えます。それは定例だというふうに思うんですね。

今般については、首長さんと申しましうか、自治体の中でどういう、例えば共同歩調をとるとかとらないとか、要請行動を改めてするとかしないとかいうことだろうと思うんですけども、その辺についてはどういうふうに今この事態を、たしか12月でしたね。今回のこの発表

を受けて自治体間で話し合い、特に首長さんの中で話し合いがされているのか、また希望も含めてあったら、ご答弁いただきたいと思います。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） このダイヤ改正のお話がありましてから、近隣の自治体においても大きな声が上がっておりまして、このままでは地域が衰退してしまうということで、JR千葉支社のほうへ要望に行きたいというようなお話を、先ほどの千葉県JR複線化等促進期成同盟の中でお話がありましたが、県のほうでは個別に行っても余り大きな効果がないので、ちょっと待ってくださいと。取りまとめて、また考えましょうということで、行かないということではありません。行く方向で、作戦を考えてから行こうじゃないかというようなことに現在なっております。

○10番（石井芳清君） わかりました。今回の3月のダイヤ改正はもう間近でございますので、ただ、そのようになってもしっかりとこのことについて、地域についての実情をきちんと説明しながら、今課長もおっしゃっていましたが、鶏と卵の関係はあるかもわかりません。現実的には相当利用者が少ないという、数も伺っておりますけれども、それにしてもやはり定住も含めまして大きなマイナス要因となりますし、せっかくコインパーキングですか、ああいものを町はお金を出してつくって、利用者の便宜を図るということだったろうというふうにするわけでありまして、それともう一つ、せっかくそういうことがまとまるのであれば、必ず記者会見をするような形で、やっぱり行ったといっても議会で直接報告を受けるのもありがたいんですけども、やっぱりその場で住民、県民に対して、南房総でというか、どの地域が集まるかわかりませんが、こういう行動を起こしたんだということを県民、住民に訴えるということも非常に私は大事だろうというふうに思いますので、これはぜひ町の意志だけではできませんので、ぜひそういうことも図っていただきながら効果的な運動、また継続的な運動を進める必要があるというふうなわけではありますが、いかがでしょうか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） とにかくこのダイヤが減るといいますか、町が不利になるということは全くもう地方創生に逆行しますので、努力をしていきたいと思っております。

○10番（石井芳清君） ありがとうございます。それと、ごめんなさい、もう1点、エレベーターであります。もう一つ、この間ずっと町長が一番最初に、それこそ先ほどの話じゃありませんけれども、議会にお約束したのはその判断ですよ。いわゆる経費の内容だと思えます。まずJRがやるやらないということと、それからその経費がどういうふうになるのかと。

その内容によって判断をするというのがたしか一番最後の、最後と申しましょうか、それが一つあると思うんですね。そのことはそれでよろしいかどうかだけで結構です。それでよろしいですね。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 先日、堀川議員さんにお答えを申し上げましたけれども、現在、今までの協議の経過プラス、なかなか、特別な理由とかいうことが出てきまして、なかなか足踏み状態というような状況になっておりますので、これから協議の中で、いろいろな条件が出てくるかもわかりませんが、私としてはエレベーターをぜひ、将来の高齢化もあります。そして観光面で、やはり私はエレベーターを設置することができれば、将来の観光もよろしいんじゃないかなと思っていますので、今後のＪＲとの協議で、また負担割合とか違うような話が出てきましたら、それはそれとして、またそういう段階になりましたら議員の皆様にご意見を伺ったり、町民の皆様にご意見を伺ったりしていかなければいけないと思っています。

○10番（石井芳清君） わかりました。基本的には変わらないということで、このこともたしか地方創生のお金の中で調査だけはさせていただきたいということで当初始まって、その結果については、今町長も再度確認の答弁をいただきましたけれども、きちんとどう進めるか、割合とかが変わった場合については協議をするということで来ておりますので、その辺はきちんと守っていただきたいというふうに思います。

それでは、次に移りたいと思います。

御宿版ＣＣＲＣの進捗状況とこれからの進め方について伺います。計画の進捗状況と計画の特徴、計画は短期間であり、採択されればいよいよ４月１日から実行していかなければならないと考えております。地域再生法人の設立を初め、担い手の形成、活躍の場の拠点はどうするのかなど、実現の道筋はどうなっているのかお伺いをいたします。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 初めに、御宿版ＣＣＲＣの進捗状況についてお答えさせていただきます。

御宿版ＣＣＲＣにつきましては、平成29年度に入りまして構想の詳細検討及び地域再生計画の策定に取り組んでまいりました。検討にあたりましては、御宿町生涯活躍のまち推進協議会を8月、9月、11月と3回開催し、地域再生計画案をまとめさせていただきました。その後、平成30年1月22日に地域再生計画と地方創生推進交付金について、正式に申請をさせていただいたところです。その間、いずれの申請につきましても、事前相談期間中、3回から4回、国

や県とのやりとりを行い申請に至っております。

また、認定の可否の時期につきましては3月下旬ということでございます。議員の皆様には、先般、議員協議会において内容等について説明させていただき、あわせてご意見やご助言をいただいたところでございます。

また、これからの進め方でございますが、認定の可否は現時点ではわかりませんが、本計画の計画期間は認定の日から5カ年度、交付金の交付期間は交付決定の日から3カ年度となっております。また、御宿町地域再生計画の一番の基本的な考え方は、住民と行政が連携、協力して進むべき方向や取り組むべき事柄を見出していく。あわせて連携、協力の仕組みの中で人材の育成を図るということです。

町としては、交付金の交付を受けることができる3カ年度の中で、5つの事業について取り組みの基礎をしっかりと固めたいと考えております。1つ目は、生活支援、支え合いと多世代交流の仕組みづくり、2つ目は地域資源を生かしたにぎわいの創出、3つ目は人材の育成と移住促進、4つ目は地域包括ケアシステムの構築、5つ目は移住定住や雇用等に関するニーズ調査と情報発信でございます。

また、本計画は町政全般に関係するものであることから、役場内においても情報の共有を図り、役場を挙げて取り組むことができるよう努めたいと考えております。

以上です。

○10番（石井芳清君） ありがとうございます。

地域再生計画、これはこちらに今日も持ってきておりますけれども、これは本当に12月段階、それから何度か委員のほうには県、また国等の調整状況について細かい報告書もいただいたところでありましてけれども、本当に苦労されてここまでつくられたということで、とりあえず受理をされたということだと思っておりますね。そういう面で、職員の皆さん、本当にこの短期間で頭が下がる思いであります。

この地域再生計画であります。具体的にどういう協議がされたのか。全国的にはなかなか進捗についてスムーズにいけないところが大変多いというふうに伺っておりますけれども、そのところの先ほどではありませんけれども、この申請にあたる苦労と申しましょうか、それについて少し報告をいただきたいんですが、どなたですか、申請に行かれたのは。

○議長（大地達夫君） 横山副町長。

○副町長（横山尚典君） 申請にあたっての状況ということでございます。

最初に国のほうにご説明に行かせていただいたときに、やはり事業の取り組みが将来にわた

って継続するように、きのう滝口議員もおっしゃっていましたが、地域で稼げる力、そういうものをしっかりつけなければいけないということはお話をいただきました。

それから、先ほど来お話をさせていただいているところなんですけれども、やはりこれは地域を挙げての取り組みということで、町だけでもないし住民の方だけでもない、地域で、皆さんで力を合わせて取り組んでいくというところを、私どもとしては強調して説明してきたと考えております。

以上でございます。

○10番（石井芳清君） ありがとうございます。

そうすると、この地域再生計画は最終的に受理したわけですね。1月でしたか。ということですので、この内容については最終的な採択というのは3月末ということでありましてけれども、そういう面では細かなこれまでの協議ということと、このつくり込みということの中で、御宿版生涯活躍のまち、この内容については国にとりあえず理解をいただいたということによってよろしいのでしょうか。ちょっと再度。

○議長（大地達夫君） 横山副町長。

○副町長（横山尚典君） 先ほど申し上げましたように、一番初めの事前説明のときには多少ご指導をいただいたんですけれども、その後は基本的には細かい書きぶりの点だけを注意をいただいたのではないかなと思っていますので、内容についてはご理解いただいて受理をいただいていると、私は理解しております。

以上でございます。

○10番（石井芳清君） わかりました。そうしますと、これ御宿町広報、今年の新春号の1ページを持ってまいりましたが、笑顔と夢が膨らむまちにしますということで町長の挨拶文でございます。こちらに重点施策として、第一に御宿駅エレベーター設置事業に引き続き取り組みます。また、地方創生事業として生涯活躍のまちCCRC構想を進め、町民の皆様がともに支え合う仕組みをつくり、地域の活性化を目指し、生涯にわたって安心して暮らせる町づくりを進めますというふうに、町長挨拶で述べております。

この計画が採択された暁には、自信を持ってこの計画を執行していくと。まさに町長の考えが具現化されているということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） まさに先ほどご指摘をいただきましたように、多くの皆様方の衆知をいただきながら、この計画を進めてまいりたいと思います。

○10番（石井芳清君） わかりました。今、進めてまいりたいという言葉いただきましたけれども、この計画は本当に町長の言葉どおり実現できるのでしょうか。私を初め多くの議員が不安や心配を感じているのではないのでしょうか。スポーツでいえば助走なしで棒高跳びをする状態だと言えます。この計画の担当課は主に保健福祉課、企画財政課、産業観光課であり、全体を調整するのは職務上副町長となっていると考えますが、オール御宿役場で全力投球して取り組む課題ではないのでしょうか。

しかし、残念ながら、役場だけがどんなに頑張っても、この計画は実現できないと考えます。壊れかけている地域を住民の皆さんとともにもう一度見つめ直し、御宿版CCRC計画で新たに出発する。名前も地域再生計画となっているのはそのためではないのでしょうか。スタートから町民の参画が絶対条件だと考えます。

町長、本年度のように他の事業のためにCCRCの会議がおくれたと、秋の1回目のとき、たしかおっしゃられましたよね。こういう言いわけはもう通用しないと思います。この事業は法令事務であり、自治事務の本旨の事業、しかも交付金事業であります。それ以外の事務を執行する余裕はないと考えます。御宿版CCRC生涯活躍のまち、御宿の地方創生、私はこれは絶対に成功させなければならないと考えます。いかがでしょうか。その決意と、そのために長として何をするのか、改めてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 計画の内容をしっかりと認識するとともに、やはり執行部ということでございますから、今、副町長を中心にやっていただいておりますが、やはり副町長を初めプロジェクトチームの中で連携を密にして、しっかり認識して、やるべきことをひとつひとつ実現していくと。もちろん町民の皆様と一緒に、いろんな面で参加していただいで進めていくということであると思います。

○10番（石井芳清君） そうしますと、今、私質問の前に何を言ったか覚えていらっしゃいますか。今、町長おっしゃったとおりで、本当にそのとおりだと思うんですけども、きのう今日もさまざまな課題で一般質問がございますが、今般のCCRCはそれこそ先ほど副町長が説明されておりましたが、地域の稼ぐ力、それから継続性、これは何としても実現してほしいんだというのが国のご意見だったというふうに伺っております。

そのためには活性化部会、それから福祉部会、たしかワーキンググループも2つあったと思いますよね。これも現実的には本当にまだ、例えば活性化部会、この間ワーキンググループでワークショップをやったというふうに伺っておりますけれども、本当にこれからだと思うんで

すよね。地域再生法人、それを新年度中につくると。申請から逆算したら12月までにはおおよその最低の骨格はできていなければいけないと思うんですよね。

そうしますと、本当に採択を受けたら4月1日から、ひとつひとつ町民の皆様を集めて、知恵と力をかりて一步一步進めていく。これはたしか町長の公約のトップ項目でありましたよね。JRのエレベーターはJRが実施機関ですよ。これは町民とともにこの計画を実現させていく。その土台となり、町民の背中を押すのは御宿町ですよね。

ですから、先ほどの言った答弁だと思いますけれども、本当にこの計画、4月1日から実施していただきたいと思うんですよね。できるんですか。やっていただきたいと思いますけれども。腹づもりをもう一度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） しっかりと皆様のご協力をいただきながら実施していきたいと思えます。

○10番（石井芳清君） 事務方のほうはどんな体制をとられるんですか。大丈夫ですか。

○議長（大地達夫君） 横山副町長。

○副町長（横山尚典君） 事務方の取り組みということでございますけれども、今年度、プロジェクトチームという形で進めさせていただいております。基本的には課長級の皆さんの集まりなんですけれども、今年1年いろいろ取り組む中で、その課長さんだけではなくて各課の職員の皆さんにもいろいろ事務の内容についてご理解いただいて、今やっている事務と新しくこれから始める事務について、相互に関係しているところがあるなというふうに感じておりますので、そういう意味では本当に全庁的に、みんなで知恵を出し合いながら取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○10番（石井芳清君） わかりました。ぜひ、何度もありますけれども、議会も専門の委員会もございますし、また町長の諮問委員会もございます。ひとつひとつ丁寧な事務、そしてひとつひとつ合意をつくりながら、一步一步それこそ着実に前に出ていくと。着実に実現を目指す。先ほど、こども園の事務の答弁もありましたけれども、苦労じゃなくてよかったなど、そういう毎日の積み重ね、日々の積み重ねが必要じゃないでしょうか。

私はこども園、これと同時に、あれから6年です。今回もっと短いです。そのことを肝に銘じて、4月1日から確実に動いているなど町民にわかるように、町民とともに進めていただきたいということを強く述べて、次に移りたいと思います。

次に、5番目であります、協力隊の仕事の内容について伺います。

ただいま2名の若者の採用があったと伺っております。現在の仕事内容及び今後どのような活躍の場をつくるのか、またさらに増員する考えがあるのかについて伺いたと思います。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 地域おこし協力隊は、一定期間地域に居住して、地域ブランドや地場産業の開発、販売、PR等の地域おこしの支援や農林水産業への従事、住民の生活支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住、定着を図る取り組みでございます。

現在、2名採用しております本町の地域おこし協力隊は、移住定住関係分野で町内にある空き家等の調査、空き家の空き家バンクへの登録補助、空き家、町有地、公共施設等の利活用の提案、また民間企業とのマッチング、定住化ツアーの企画提案、移住希望者等への相談業務を主な活動内容として採用いたしました。我々とは異なる視点でユニークな考え方、手法により地域の皆さんとともに町の活性化を進めていただくことを期待しております。

今後は、町のさまざまな事業に参画させる予定ですが、例えば、町にある空き家、空き地を有効に活用するため、町内外に向けた窓口を設け、そこで取得したさまざまな情報を活用しながら移住相談や町の情報発信を積極的に行うほか、移住定住ツアーや移住や観光イベントへの参加、地域再生計画生涯活躍のまち御宿への参画、移住定住ガイドブックの作成などを想定しております。

いずれにしても、さまざまな分野で活躍されている方々を媒介して、新たな可能性や発展性を見出すことができれば町の活性化に有効でございますので、町に出て大勢の皆様とかがかわる中で地域への定着を図ってまいります。

また現在、有害鳥獣関係の地域おこし協力隊の募集を行っているほか、協力隊を有効に活用ができる分野には、今後も登用を進めていきたいと考えております。

○10番（石井芳清君） ありがとうございます。

一つ確認をしたいことがあるんですが、これは2月号の広報だったと思いますが、この地域おこし協力隊、男性の方の活動の紹介が載っておりました。この中で「空き家空き地を挑戦の場へ」ということで、「御宿町内にある空き家・空き地を有効活用しようとソーシャル不動産プロジェクトを立ち上げました。」というふうに記事が書かれてございます。このソーシャル不動産プロジェクトという意味が、私もいろいろ調べたんですけども、この概念と申しませうか、なかなか新しい概念のようでわからないんですけども、この説明をいただけますでしょうか。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 社会ストックである不動産を有効に活用させようというよう
な取り組みのようでございますが、協力隊が直接やっているわけではなくて、そこに書いてお
ります松村氏が提唱しているようなことでございます。ただ、町といたしましては、ただいま
お話しいたしましたとおり、空き家の町空き家バンクへの登録補助ですとか、空き家、町有地、
公共施設等の利活用の提案ということをお願いしておりますので、今のソーシャル不動産プロ
ジェクトという中で、うちのほうの協力隊にはこの分野を手伝っていただくというところ
でございます。

○10番（石井芳清君） ちょっと一部誤解をしている人もいらっしゃるのかもわかりませ
んけれども、このソーシャル不動産プロジェクトというのは不動産売買のことではないとい
うことなんでしょうか。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 失礼いたしました。不動産の売買には携わりません。今
までの空き家バンクの町のスキームどおり、空き家を発見して登録ができるような状況にな
りましたら、不動産業者さんを通じて契約を行っていただくようなことになっております。

○10番（石井芳清君） ソーシャル不動産プロジェクトと、まず今、直前で課長が説明し
たのは、町が依頼した事業とは内容が異なるとおっしゃいましたよね。このソーシャル不
動産プロジェクトと売買、多分このソーシャル不動産プロジェクトというのは持ち主がも
っと有効な活用方法があるという、その活用法にさまざまな活用法があるという提案を
するというのではないかなと、私はそんなふうにも読んだんですよ。この文章、文章の
一番最初に来ていますから。

それともう一つ、先ほどこのことを直接やられているこの方は、内閣府地域活性化伝道師
の資格をお持ちだというふうにも書いてございます。もう一つは、この方も町の依頼
した方なんでしょうか。2つ、すみません。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 最初の不動産の売買も含めまして、使っていない不
動産を活用できるようにしようというのがプロジェクトの根底だと思っております。また、
松村さんに関しましては、町とは今のところ直接つながりはございません。私も二、三
度お会いしてお話ししたことはありますが、まだ業務をお願いするというようなことには
なっておりません。

○10番（石井芳清君） 議会にそういう説明は今までないので、多分そうであつたん
だろう

なと思うんですけれども、ただ、住民の皆さんはこれをお読みになりますよね、広報。そうすると、この若者はいわゆる総務省の地域おこし協力隊ということで、先般も質問いたしましたけれども、国からお金をいただいて活動されているわけですよね。町が事業委託をかけてと申しませんか。

この方は多分、この若者の関係で自主的に来ていただいているんだろうなと思うんですが、これを読むとそういうふうにならないんだと思うんですよ。やはりこういう誤解を生じる表現というのは、私はやはり今後、書くときに充分注意をすべきじゃないかなというふうに思うんですけれども。本当に来ていただいてありがたいと思うんですよ。ただ、この表現そのものはそういうふうを受け取らない方が実は多いんですよ。それは大丈夫なんですか。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） その点につきましては、今後気をつけたいと思います。

○10番（石井芳清君） ありがとうございます。

それから、この地域おこし協力隊の仕事でありますけれども、いわゆる活躍の場所ですよ、簡単に言っちゃうと。私は近隣も含めて今般の状況を考えますと、私は最初の一步が大変大事であるというふうに考えております。小さいことでも必ず成功させる。成功の体験を積み重ねる、共感を広げる、元気の輪を広げる。町民の期待は非常に大きいものがあるというふうに私は考えております。慎重に進めていっていただきたいなというふうに思います。

お二人とも大変立派な経歴をお持ちの方でございます。それにふさわしく、しかも私たちは不得手なテーマ、先ほど、事務官からも答弁もありましたけれども、テーマにぜひとも挑戦をしていただきたいと私個人的には考えております。

例えば、この女性の方でありますけれども、たしか議会のほうの経歴の紹介の中には、将来民泊を希望されているというようなことも書かれてあったというふうに思います。しかし、これはなかなか全国ではうまくいっていない状況も報告されております。例えば民泊の勉強を兼ねて、民泊の元祖である御宿町の民宿の歴史でありますとかの調査、それも地域ごと、家ごとの自慢料理などを聞き取り、データベースをつくっていただくと。日々の取材記事をブログやフェイスブック、インスタグラムなどを活用して発表いただく。これはこの方にとっても、そしてまた御宿町にとっても貴重な財産になるというふうに考えております。

また、これからつくるであろう新たなポータルサイトですか。インターネットを使った自由闊達な情報発信、そうした一つのコンテンツというんでしょうけれども、記事にもなり得るというふうに思うんですね。

これは私の拙い考えでありますけれども、こうしたことも含めまして、私たちのなかなか苦
手なことがたくさんありますので、ぜひ相談をしていただいて、ひとつひとつ、本当に今日あ
したから形が出る形で、住民の皆さんに目に見える形で、ああよかったなど、一緒に頑張るよ
というような気持ちというんですか、そういうものを醸成していただきたいというのが私の気
持ちなんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 検討してまいりたいと思います。

○10番（石井芳清君） ありがとうございます。

それでは、次に移ります。

6番目、森は海の恋人の講演やイノシシの講演について伺いたいと思います。昨年相次いで
開かれた2つの講演であります。御宿町のこれまでの喫緊の課題にヒントを与えてくれたと
考えております。その内容と対応について伺いたいと思います。

○議長（大地達夫君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） それではまず、森は海の恋人講演会のほうからお答えをさせ
ていただきます。

環境施策における研修会、講演会につきましては、議会からのご提言も受け、平成27年度か
ら継続的に取り組んでおり、町民の方々の関心も年々高まってきております。今年度につきま
しては、NPO法人森は海の恋人理事長畠山重篤先生を講師にお招きし、地域資源活用シンポ
ジウムを開催いたしました。

講演では、いわゆる水質浄化の関係についてを中心にお話をいただき、フルボ酸鉄を活用し
た水質浄化法をご紹介いただき、森と海の密接なつながりや里山管理の重要性等について、カ
キの養殖事業における実証データ等をもとに深く学ぶことができたと考えております。

水質浄化や水質保全については、これまで議会においても多くのご提言やご助言をいただい
ており、重要課題の一つであります。今回の講演会にてご紹介いただいたフルボ酸鉄を活用し
た水質浄化法は、低コストで取り組むことができ、河川浄化対策として早速試行してまいりた
いと考えております。試行にあたりましては、場所の選定や効果の測定方法など、産業建設委
員会等のご協力もいただきながら、着実に進めてまいりたいと考えております。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） それでは、イノシシ講演についてというご質問にお答えさせ
ていただきます。

12月16日土曜日に行いましたイノシシ講演会は70名の町民の皆さんが参加し、つくば市中央農業総合研究センターの仲谷先生により、イノシシとどう向き合っていくかを演題といたしまして講演をしていただきました。イノシシの活動パターン、生息域、捕獲数、被害対策等について丁寧に説明を受けたところでございます。

今後の被害防止対策の戦略につきましては、県の指導により見直しをしております御宿町鳥獣被害防止計画をもとに、平時、緊急時の町関係各課の役割分担をもう一度申し合わせ、県、警察署など関係団体との連絡、情報の共有を密にしていきたいと思います。

現在、大変苦慮していることにつきまして、捕獲従事者の資格を県自然保護課が所管しております。農業を守る施策を県農地・農村振興課が所管しており、出先機関も夷隅振興事務所、夷隅農業事務所がそれぞれ所管をしているような形でございます。少しずつ考え方が若干違っておりまして、それぞれが計画を立て、それぞれが対策マニュアルを立て、町がやらなければいけないことというものが、考え方で町のほうに重きを置くような計画になっているような考え方もございます。そういう少しずつ違う部分を獣害対策については全県体制で連携していかなければならない施策だと思っております。引き続き、県へも働きかけてまいりたいと思っております。

地域での取り組みにつきましては、動向を見ながら各種補助金の活用などにより、イノシシ等の山林と人里とのすみ分け、物理柵の設置を進めるなど、町が後押し、下支えをしていきたいと思います。また、住民に対しましては、講演会の実施や日ごろの獣害防止対策など、引き続き広報で周知してまいりたいと思っております。

以上です。

○10番（石井芳清君） ありがとうございます。

最初の河川の関係であります。これはたしか先生の講演は、これまでの単にきれいにするということではなく、自然のバランスを回復させるというような趣旨であったのではないかなというふうに理解をしております。確かに森に木を植えるということキレート剤ということなんだと思いますけれども、フルボ酸が鉄を運ぶというようなご説明であったというふうに思いますが、ただこれはやはり50年、100年の時間がかかるというようなことでもあるようであります。先ほど新しいそういうものもできているということで、試行されたいというお話がありました。

そういうことも含めまして、近年、海、山、川など、独立して研究されてきたものが融合して、さまざまな因果関係が科学的に解明をされてきたのではないかとというふうに理解をしてお

ります。ただいま課長のほうから紹介がありましたフルボ酸鉄であります、これ実は県内の大学、それも本町と連携を結んでいる千葉工業大学で、県内の河川の調査を踏まえた先駆的な研究を行っているというふうなことも伺っております。せっかくですので、そうした専門家の知見も、また助言もいただきながら進めていくことが肝要ではないかなというふうに思うわけですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（大地達夫君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） ただいま専門的な知見をというようなご提言でございますが、当然のことながら分析やその効果等について、私たち職員だけでははかり知れないところもございまして、議会の産業建設委員会のほうを中心に、いろいろご助言をいただきながら効果的に進めていければと考えております。

○10番（石井芳清君） もう一つ、イノシシ、鳥獣被害の関係でありますけれども、先般の懇談会でも須賀の方がイノシシやキョンでけがをした人が多い、しかも働く世代。横、縦の連携を強めて対策をとってほしいと発言をされておりました。また、町なかでもこうしたけものによるダニに刺されたという声も伺っております。

特にこうした事業を進めるには、住民の中にもさまざまな利害関係と申しましょうか、意見の相違もあるというふうに伺っております。やはり町がきちんと方針を持って住民の中に入り、説明し、合意を得て一步一步進める。そのためには、先生はたしか対処というようなお言葉で表現されていたと思いますけれども、やはりそういう職責と申しましょうか、そういう方が全体的なコーディネートというか調整をするというのが、またひとつひとつ具体化をしていく。

先ほども課長の答弁の中でも、県等においても所管において若干の指導の違いがあるというようなお話もあったかと思えます。そういうことも含めまして、広域も含めて、庁内でもそうしたものの意見の統一ですか。それからその実施にあたって、急ぐんですけれども、やっぱり丁寧な事務というのが、またそれを最終的に誰がどう説明をしていくのかと。どうその利害関係、意見の相違を調節していくのかというのを、私はどこにおいても一番の肝ではないかというふうに伺っております。それについてはいかがでしょうか。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） 議員おっしゃるとおりで、町も一本化しないといけないというところがありますので、窓口は一本化で、それぞれの役割分担を明確にして、住民の皆さんにもお知らせしていったら、いきなりイノシシがいなくなるということはありませんけれども、できるだけその対応をうまくできるような体制づくりをしていきたいというところでござい

す。

○10番（石井芳清君） わかりました。

次、7番目です。お米の食味分析鑑定コンクール国際大会の参加を奨励する考えはあるのかについて伺いたいと思います。

中山間事業も圃場整備が終了に近づきましたが、一方の営農計画の進捗状況は一進一退を繰り返し、なかなか思うような結果が出ていないのが実情ではないでしょうか。昨日のCCRCの活性化部会のワークショップでも、若い農業者からオーリーブで有機JASに挑戦しようという声も出ていました。お米についても小規模の農家では、いかに高付加価値の農産物をつくるかが重要だと考えております。そのためには今までの経験に頼るだけではなく、科学的な数値で検証し創意工夫を重ねることが必要ではないでしょうか。

このコンクールは、大阪にあるお米の食味鑑定士協議会が主催しているもので、今年で19回目を数え、既に終わっておりますけれども、全国から一般の部で5,345検体、高校の部で181検体、外国の部で25検体、全体で5,546検体であり、乱暴な言い方が許されるならば、あの南魚沼産米に追いつけ追い越せと、全国、いや世界の農家が競い合っているものであります。昨年の同コンクールには、町内から2名の農家が挑戦をされたと伺っております。そしてまた、2019年度の同コンクールの会場はこの千葉県内だと伺っております。

これからの観光にもアワビ、イセエビを初め、第一級の高産物に見合う農産物が必要ではないでしょうか。これは1検体一般の部で4,000円の参加料だと伺っております。1品ごとに食味を初め詳細な分析がされ、全国規模で順位がわかるようになっております。新しい農業のきっかけづくりにもなります。町としてこうしたコンクールの参加を奨励する考えがあるのか、伺いたいと思います。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） それでは、お米の食味分析鑑定コンクールの奨励についての考えということでございますが、議員もご存知のとおり、平成29年度で12回目を終了いたしましたJAいすみが主催しておりますいすみ米食味コンクールが実施されており、JAに出荷している農家であれば無料で参加でき、出荷時期に個別に募集用紙が農家に送付され、応募する農家は玄米1キログラムを最寄りの支所に持ち込むことになっております。

本年度はJAいすみ管内で延べ373名の農家が参加し、1次審査では栽培履歴などを確認、2次審査では穀粒判別機や食味計による測定を行い、上位6点を選定し、外観、香り、味、固さ、粘りの項目を20人の審査員が食して審査し、順位が決定されております。

本町からも本年度は横山副町長が審査員で参加されております。この表彰とは別に、食味値の高い出品者に特別賞が贈られ、本町からも入賞者が毎年出ておるところでございます。また、本年で3回目を終了いたしました全農ちばが主催する千葉米食味コンクールも行われ、県内13 J Aから73点が出品され、5点が表彰されております。

民間団体が行う有料での米の食味コンクールの参加費助成についてのご質問であることは理解しておりますが、無料で参加できる J Aいすみ米の食味コンクールにも町内出荷農家約120戸のうち13戸、現在1割程度の参加のみとなっておる現状を踏まえまして、今後の動向を見ながら検討してまいりたいと思います。

以上です。

○10番（石井芳清君） 了解いたしました。今のところ考えはないということではありますが、繰り返しませんけれども、J AはJ Aとしてあるというふうに思いますが、こうした民間の、しかも世界規模ということでもあります。そこに手を挙げている農家が現実的にあるわけであり、そういう面でそういう選択の範囲、またどちらが高いということは失礼だというふうに思いますけれども、やはりこうしたものを町としてもきちんと対応していくということが必要ではないかというふうに、改めて申し上げたいというふうに思います。

それから、このおいしいお米であります。生産するためには当然土づくりも科学的な調査が必要でございます。C R Cでもオリーブづくりが検討されておりますが、こちらオリーブに合った土づくりが大変重要であると伺っております。土質調査も専門的に研究されている方があるというふうに伺っております。近隣では、先ほどご紹介いたしました本町と協定を結んでおります千葉工大が土質調査をやられているという話も、ちょっと伺ったことがあります。

そういうことも含めまして、これも県を含めた機関もあろうかと思っておりますけれども、営農指導を含めまして、今後のパッケージング等も今やっておりますよね、パッションフルーツ。そんなことも含めて、こうしたことも学生の研究材料、そしてまた農家への応援ということも含めて、私は一つ考えられるんじゃないかなというふうに思うんですが、これについてはいかがでしょうか。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） 先日、ワークショップ等でオリーブの農家の選定というか、オリーブを育てていただけるような農家の方たちのお話を多少聞いております。今後、オリーブ、これが町の特産品になるような形で進んでいけるような、町のほうとしましてもバックアップしていくような形で考えております。

研究者につきましては、先ほど補助金の関係ございましたけれども、その補助金の中でもいろんな研究費用として見ている部分もございますので、そういうものを活用させていただきながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○10番（石井芳清君） 了解いたしました。

それでは最後でありますけれども、リフォーム助成などで代理受領制度を活用する考えはあるのか伺いたいと思っております。

代理受領制度とは、施主ではなく工事業者が代理して助成金を受け取る制度で、例えば100万円のリフォーム工事で20万円の助成金の場合には、現在では100万円を用意して、工事終了後、100万円の領収書を申請書に添付して20万円の助成金を受け取るようになっていくというふうに思いますが、こうした運用が一般的だと思いますが、この制度を活用すれば、住民の皆さんは80万円を用意できれば工事を依頼することができ、20万円は工事業者が代理して受領することにより、結果として住民の負担が下がる、敷居が下がるということになるというふうに思います。

この制度は要綱の改正のみでよいというふうに思われます。実施する考えがあるのか伺いたいと思っております。

○議長（大地達夫君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） それでは、補助金等の代理受領制度につきましては、ただいま議員のほうからご提言いただきましたように、補助制度を利用する方々に対し非常に有意義であり、制度の利用促進という観点からもその効果が期待されるものと考えます。

リフォーム補助金を初め各種補助金については、国・県の交付金を活用しているものが多いことから、一般質問通告を受け、代理受領制度導入の可否について千葉県の方に協議をしたところでございます。千葉県においては運用実績がないとのことですが、他県においては先進事例もあり、現在交付金所管である国土交通省に対し、県を通じて最終確認を行っているところです。確認がとれ次第、補助金要綱の改正など、所要の事務手続を進め、速やかな制度運用ができるよう努めてまいりたいと考えております。

○10番（石井芳清君） ありがとうございます。

要綱のみで改正できると。それについては財源構成の関係もありますので、出資されている国・県との調整をいただいているという内容であったかと思っております。こうした制度はほかの各課のそれぞれの制度も、私は要綱のみで、住民の皆さんの負担が下がるというふうに考えてお

りますので、ぜひこの辺は、今日は質問いたしませんけれども、今後の研究課題として各課で検討していただきたいというふうに考えております。

以上で一般質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大地達夫君） 以上で、10番、石井芳清君の一般質問を終了いたします。

◎時間延長の件

○議長（大地達夫君） ただいま7番、伊藤博明君が離席しております。

ただいまの出席議員は10名です。

お諮りいたします。

間もなく午後5時になります。

議事の都合により会議時間を延長したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

よって、会議時間を延長いたします。

ここで10分間休憩いたします。

（午後 4時40分）

○議長（大地達夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後 4時51分）

◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第2、議案第1号 御宿町教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

石田町長より議案の説明を求めます。

石田町長。

○町長（石田義廣君） 議案第1号 御宿町教育委員会教育長の任命についてご説明を申し上げます。

平成30年3月31日をもって任期満了となります御宿町教育委員会教育長、浅野祥雄氏にかわり、新たに齊藤弥四郎氏を教育長に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

略歴につきましては別紙のとおりでございますので、ご同意くださるようお願いを申し上げます。任期につきましては平成30年4月1日より平成33年3月31日までの3年間でございます。よろしく申し上げます。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第1号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第1号は原案のとおり同意することに決しました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第3、議案第2号 御宿町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

石田町長より議案の説明を求めます。

石田町長。

○町長（石田義廣君） 議案第2号 御宿町教育委員会委員の任命についてご説明を申し上げます。

平成30年3月31日をもって退任されます御宿町教育委員会委員、齊藤弥四郎氏にかわりまして、新たに前森勤氏を教育委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

略歴は別紙のとおりでございますので、ご同意くださいますようお願いを申し上げます。任期につきましては、前任者の在任期間となる平成30年4月1日より平成33年3月31日までの3年間でございます。よろしく願いいたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第2号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第2号は原案のとおり同意することに決しました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第4、議案第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

石田町長より議案の説明を求めます。

石田町長。

○町長（石田義廣君） 議案第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての提案理由を申し上げます。

本案は、河崎修政委員より3月末をもって固定資産評価審査委員会委員の職を辞する旨、申し出がありましたので、後任の委員として君塚一富氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、後任の委員の任期は前任者の残任期間の平成32年3月31日までとなります。同氏の略歴につきましては、資料として添付してございますので、ご同意くださいますようお願いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大地達夫君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第3号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(大地達夫君) 全員の挙手です。

よって、議案第3号は原案のとおり同意することに決しました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長(大地達夫君) 日程第5、議案第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

石田町長より議案の説明を求めます。

石田町長。

○町長(石田義廣君) 議案第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての提案理由を申し上げます。

本案は、3月31日をもって任期満了となります固定資産評価審査委員会委員の堀川定保氏を再任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定に基づきまして議会の同意を求めるものでございます。

同氏の略歴につきましては資料として添付してありますので、ご同意くださいますようお願いいたします。任期につきましては、平成30年4月1日より平成33年3月31日までの3年間でございます。よろしく願いいたします。

○議長(大地達夫君) これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大地達夫君) 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第4号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第4号は原案のとおり同意することに決しました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第6、議案第5号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

埋田保健福祉課長より議案の説明を求めます。

埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田楨久君） 議案第5号 指定管理者の指定についてご説明いたします。

指定管理者の指定につきましては、御宿町指定管理者選定委員会設置要綱第2条に基づきまして、指定管理者選定委員会を本年1月31日に開催いたしました。選定にあたりましては、利用者の公平性、平等性が確保できるものであること、施設の効用を最大限に発揮できるものであること、施設の管理経費の縮減が図られるものであること、施設の適切な管理運営を安定して行う能力を有していることについて審査の結果、社会福祉協議会が適正と認められました。

また、地域福祉センターで本制度を導入いたしました平成18年度から同施設の指定管理者となっており、管理運営状況は良好なことにより、非公募方式といたしました。御宿町地域福祉センターの指定管理者の候補者が選定委員会により承認を得ましたので、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づきまして指定管理者の指定をするため、同条第6項の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

施設の名称につきましては、御宿町地域福祉センター、指定管理者となる団体の名称は社会福祉法人御宿町社会福祉協議会、指定の期間は平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間でございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第5号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第7、議案第6号 御宿町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

大竹総務課長より議案の説明を求めます。

大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） それでは議案第6号 御宿町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明をさせていただきます。

個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、個人識別符号及び要配慮個人情報を定義する等の所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表に基づきご説明させていただきますので、新旧対照表の1ページをご覧くださいと思います。

第2条第2号の改正は、条例の個人情報の定義として、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に新たに定義された個人識別符号を含むものとする規定の整理を行うものでございます。また、同条第3号、第4号に個人識別符号の定義、要配慮個人情報の定義を追加し、以下2号ずつ繰り下げを行うものでございます。

第3号の個人識別符号につきましては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第3項に規定する個人識別符号と定義をするもので、具体的には指紋、旅券番号、免許証番号、基礎年金番号、保険証の記号番号等をいいます。これらを法律の定義と同様に条例にお

いても規定することにより、個人情報として適切な管理を条例下においても義務づけることとするものでございます。

また、第4号の要配慮個人情報の定義につきましては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律により定義された本人の人種、信条、社会的身分など、その他本人に対する不当な差別などが生じないように、特にその情報の取り扱いに配慮を要するものとして、別に規則で定める記述等が含まれる個人情報をいうものでございます。

続きまして、新旧対照表2ページをお開きください。

第6条第2項の改正は、従来、収集を原則禁止してきました取り扱いに注意を要する情報に関する規定を要配慮個人情報の定義化に伴い整理をするものでございます。従来取り扱いに注意を要する情報として整理してきた情報は、引き続き原則収集禁止とすることとするものでございます。

続きまして、3ページ、第15条及び第16条は、保有個人情報の開示に係る部分でございますが、個人識別符号を個人情報として整理したことに伴い、保有個人情報の開示に係る部分の取り扱いについて、個人識別符号が含まれる場合を追加する改正を行うものでございます。

第22条は、電磁的記録の説明部分につきまして今改正の第2条第2号アで定義することとしたことから、所要の改正を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例の施行日は平成30年4月1日からとするものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 2ページであります。第6条第2項であります。要配慮個人情報、いわゆるセンシティブ情報などと言われているものだと思うわけですが、これは多分例外規定になっているというふうに思います。具体的にどういうことが例外になるのか、その事務内容について伺いたいと思います。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） 第6条の第2項につきましては、要配慮個人情報というものを、今お話しいただきました第2条の第4号で定めたことを受けて、それをういて定義をするものでございますが、この要配慮個人情報で定義をさせていただいたものの中から、病歴等の情報についてを外して、これまで条例のほうで規定をしておりました本人の人種、信条、社会的身分、犯罪の経歴等が含まれる個人情報に限るという形で定めさせていただいているものでござ

います。

こちらにつきましては、これまでどおり、取り扱いについて注意をするべき情報につきましては、引き続き収集を制限していくという考え方のものがございますが、病歴等につきましては町が行います事業の中で、そうしたものについてを収集するという実績、取り扱うという実績があるものですから、この条文のほうからは要配慮個人情報の定義の中から外して、限るという規定をさせていただいたものでございます。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 病歴等ということでしょうか、具体的にどういう事務なのか、その具体例を説明してください。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） まず法令に基づくものにつきましては、国民健康保険の特定健診等につきましては、一旦法令に基づくという中で、この中では収集できることになっておりますが、そのほかに町独自で実施をしている部分で前立腺がんの検診ですとか、こうしたものについての収集がこれに該当するものと考えてございます。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第6号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第8、議案第7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用

弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

埋田保健福祉課長より議案の説明を求めます。

埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 議案第7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、認定こども園歯科医の報酬を1万7,500円増額し、年額2万7,800円から4万5,300円に改定するものです。こども園医には内科医と歯科医があります。こども園に出向いて健康診断を行うほか、保育中の事故等によるけがの治療や感染症の発生時には対応について助言をする等、それぞれの専門的立場から児童の健康管理や保健指導に重要な役割を担っていただいております。

現在、こども園では年1回の歯科健診を実施しておりますが、千葉県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例により、年2回の歯科健診を実施することとなり、こども園歯科医の報酬額を増額改定するものでございます。改定後の報酬額はこども園内科医の報酬額と同額の4万5,300円とし、平成30年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

歯科医の報酬等の変更ということですが、今ちょっと最後のほうで説明があったところだと思いますが、ほかの医師関係はどうなっているのかということと、近隣ではどういう状況なのかということについて、もし情報があればご答弁いただきたいと思います。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 御宿町におきましては、歯科医のほかに内科医がございまして、内科医は今回歯科医が金額を合わせます4万5,300円です。歯科医につきまして、夷隅郡市内ほかを申し上げますと、いすみ市が7万6,000円、勝浦市が12万6,000円、大多喜町が4万5,600円でございます。

以上です。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第7号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第9、議案第8号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

大竹総務課長より議案の説明を求めます。

大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） それでは議案第8号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明をさせていただきます。

本案につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正及び人事院規則の一部改正に伴い、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表によりご説明させていただきますので、1ページをご覧いただきたいと思います。

まず、第2条第3号アの（イ）につきましては、これまで非常勤職員の育児休業の取得について、その養育する子が1歳6カ月に達するまでに任期が満了しない職員としておりましたが、新たに追加し、第2条の4に定めます、特に必要と認められる場合には、当該子が2歳に達するまでに任期が満了しない職員を追加をするものでございます。

第2条の3につきましては、育児休業の期間について、1歳に達する日から1歳6カ月に達する日までの間で条例で定める日を規定しているものですが、今回の改正で新たに第2条の4を追加することによる字句の追加でございます。

2ページをご覧いただきたいと思います。

第2条の4の追加ですが、育児休業法の改正により、当該子の養育の事情を考慮して、特に必要と認められる場合として、条例で定める場合を新たに規定するものであり、1歳6カ月から2歳に達するまでの育児休業をする場合について、各号のいずれにも該当する場合とし、第1号で当該子について当該非常勤職員が当該子の1歳6カ月の到達日において育児休業をしている場合、または当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6カ月の到達日において、地方等育児休業をしている場合を定めるものでございます。

第2号では、当該子の1歳6カ月到達日後の期間について、育児休業することが継続的な勤務のため特に必要と認められる場合について、規則で定める場合に該当する場合を定めるものでございます。

3ページに移りまして、第2条の5は第2条の4を追加したことによる繰り下げでございます。

第3条第6号は、再度の育児休業をすることができる特別な事情について、保育所や認定こども園などにおける保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われないことを追加するものでございます。

第3条第7号は、第2条の4を追加したことによる字句の追加でございます。

第4条は、育児休業期間の再度の延長ができる特別の事情について、第3条第6号の改正と同様、保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われないことを追加するものでございます。

4ページをご覧いただきたいと思います。

第10条第7号は、育児短時間勤務の終了の日の翌日から1年を経過しない場合に、再度の育児短時間勤務をすることができる特別の事情について、第3条第6号及び第4条の改正と同様、保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われないことを追加するものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行することとするものです。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

（発言する者なし）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大地達夫君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第8号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(大地達夫君) 全員の挙手です。

よって、議案第8号は原案のとおり可決することに決しました。

◎散会の宣告

○議長(大地達夫君) 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

あした9日は午前10時から会議を開きますので、ご参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

大変に長時間にわたり、誠にご苦労さまでございました。

(午後 5時13分)